

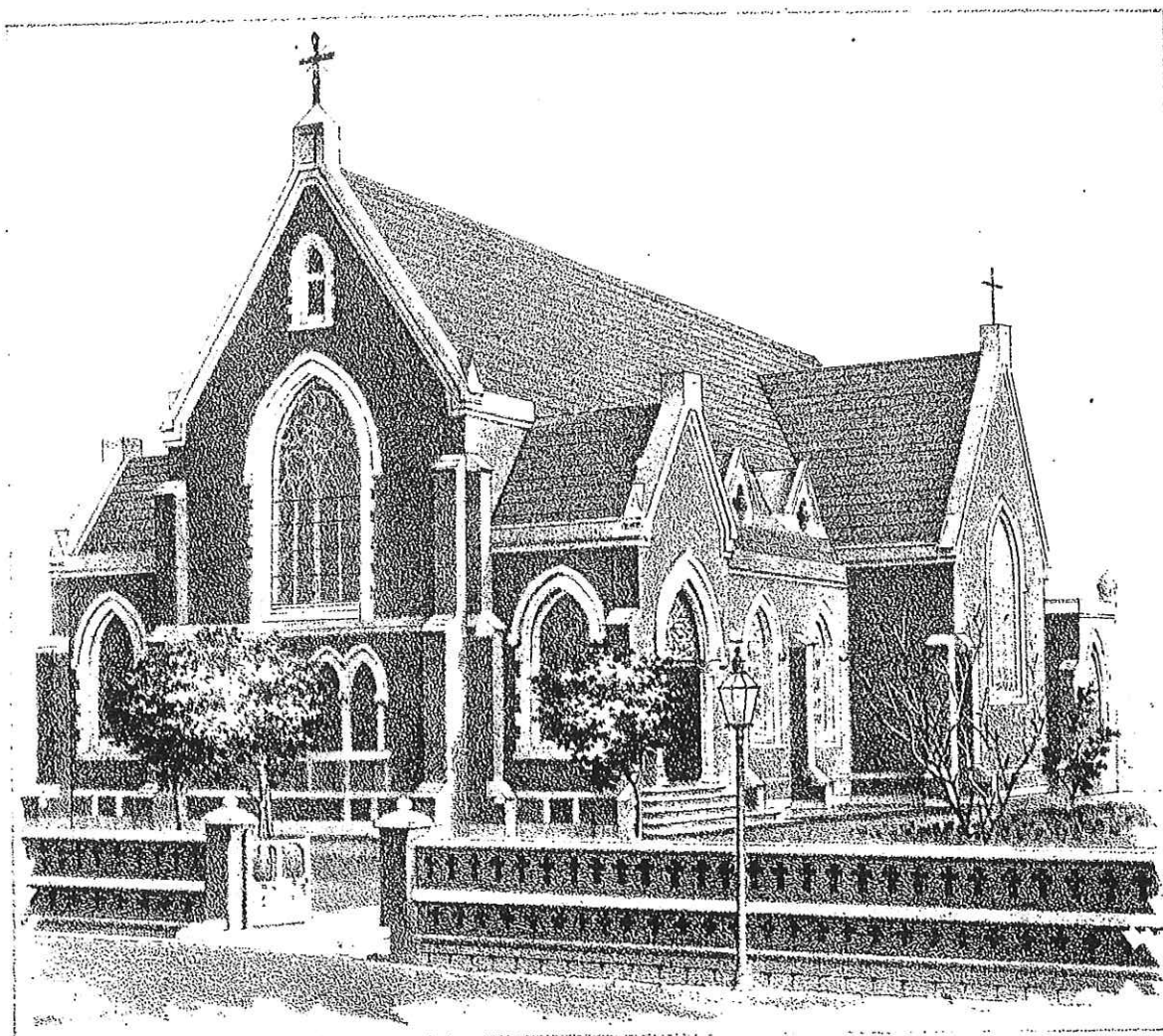
正

耶穌降生一千八百九十三年

明治二十六年

聖公會略曆

七



大版龍善石印

東京地聖三一教會之圖

目錄

第一	東京築地聖三一教會堂之圖	一
第二	序	四
第三	凡例	五
第四	詩篇表	六
第五	年中聖書日課表	三十
第六	立教師節及大齋日課表	三十三
第七	日本聖公會一覽表	五十六
第八	各地方傳道祈禱表	五十六
第九	先輩紀念日表	一
第十	法憲法規	
	附錄	
第十一	諸廣告	

汝等使徒と豫言者の基の上に建らる耶蘇基督自ら其隅の首石となれり。
主耶蘇基督は此世に臨降し完く萬民の拯救を成し遂げ給ひたり此時に當り
主は十二の使徒を撰拔て常に己と共に居しめ其總ての所爲を實見し其訓諭
を親しく聞かしめ給へり斯て主は昇天し給ふ時神の國に就て明瞭なる教訓
を與へ特別なる權威を授け其教會を監督獎勵することを命じ給ひたり是
故に使徒等は主の聖訓を遵奉し絶えず祈禱て其導を乞ひ其力を頼むに依り
て教會政治の爲に種々の規則を定むることを得たり思ふに此規則は世のあ
らん限り有効なるものなれば吾人は之を悟りて永久に持續するの義務あり
とす然るに古より教理に加除を施し異端を發して別派を生むるもの多し豈
憂ふべきの至りならむや我聖公會信徒たるものは大に此に鑒み充分に其特
權と責任の如何を反省せざるべからむ

第一我等は眞理の證人なり我公會に於ては公禱日課表により年中聖書を讀

み詩を誦へば聖書の眞味は明かに知悉するものなるべし然らば則ち此聖書
を基として眞理を求めざるべからむ之を求むるに當りては昔人の遺言を拾
ひ亦祖先の註釋をも棄ることなく悉く之を聖書に照らし得る所の眞理を
寶として貴び永く後代に傳ふべきなり

第二我等は敬虔の證人なり今日我公會は公禱の順序を定め古の聖徒の祈禱
を用ひ使徒等の定則に従ひて聖餐禮を施せり是れ他なし吾人をして敬虔の
道を學ばしむるの主意なり故に天父に近付んとする時は須らく注意して其
願ふべきことを考へ且聖前に祈る時は姿勢をも能く整正せざるべからむ
第三我等は神聖の證人なり我等は誠に眞理を追求め敬虔を重んむるものな
れば神を畏れ神を愛し之を尊戴するの精神を養はざるべからむ我等は基督
の贖ひに依て罪を免され神と和き聖靈の恩恵を蒙りて活されたれば同じ聖
靈の導に従ひ心を潔くし行を正ふすることを勉め勵むべきなり

凡 例

- 一 主日祝文ヲ用フルハ其前タヨリ始メテ次ノ主日ノ前タニ及ブベシ但降臨節第一主日祝文ハ降臨前日マデ他ノ主日祝文ト共ニ唱フベシ
 - 二 他ノ聖日祝文ヲ用フルハ其前タヨリ始メテ當日ノ晚ニ及ブベシ但降臨日祝文ハ除夜マデ他ノ祝文ト共ニ唱フベシ
 - 三 又受活禮日祝文ハ現異邦日マデ日々用フベシ
 - 四 大齋始日ヨリ復活日ノ前日マデ四十日間ヲ以テ齋日トナスベシ(日曜日ヲ除ク)他ノ齋日ヲ示スハ單ニ齋ト記シ聖日ノ前日ハ前齋ト記セリ
 - 五 立教師節及ビ大齋日ノ別課ハ此表ノ附録ニ在リ就テ見ルベシ
 - 六 聖餐ノキ特別ノ感謝ヲ用フベキ聖日ノ上欄ニハ(特謝何日間)ト略記シ祈禱文參見ノ便トナス
 - 七 聖アンデレ一日ノ前日或ハ該週中他ノ一日ヲ以テ傳道祈禱日ニ充ツベシ
- 日本紀元節 二月 及ビ天長節 十一月ノ兩日ヲ以テ國家平安ノ祈禱日トシ新嘗祭日 十一月 以テ收納感謝日トナシ國風ニ伴フハ大ニ益アルヲ覺ユ

十六日 月	創	廿四〇一、廿八、太	九〇十八、	創	二四〇二九、五一、徒	九〇二三、
十七日 火		廿四〇五二、	十〇一、廿三、		廿五〇五、一八、	十〇一、廿三、
十八日 水		二五〇十九、	十〇二四、		二六〇一、二七、	十〇二四、
十九日 木		二六〇十八、	十一〇		二七〇一、二九、	十一〇
二十日 金 齋		二七〇三十、	十二〇一、二二、		二八〇	十二〇
廿一日 土		二九〇一、二十、	十二〇廿二		三一〇一、二四、	十三〇一、二五、
廿二日 日	現異邦后 第三主日	賽 六二〇	十三〇一、廿三、 或 四〇十二	賽 六五〇 或 六六〇	十三〇廿六、 或 十四〇	十三〇廿六、 或 十四〇
廿三日 月		創 三二〇二二、	十三〇二四、五二、	創 三三〇	徒 十四〇	十五〇一、二九、
廿四日 火		三五〇一、廿、	十三〇五三、 十四〇十二、	三七〇一、十一、		十六〇一、二二、
廿五日 水	聖パウロ改 心日	賽 四九〇一、二二、	加 一〇十一、	耶 二〇一、十、		十六〇三、
廿六日 木		創 三七〇十二、	太 十四〇十三、	創 三九〇		十六〇十五、
廿七日 金 齋		四十〇	十五〇一、二十、	四一〇一、十六、		十六〇十六、
廿八日 土		四十一〇十七、五二、	十五〇廿一、	四一〇五三、四二〇		十七〇一、十五、
廿九日 日	大齋前 第三主日	一〇一、 二〇三、	獸 二一〇一、八、	或 伯三八〇、 二〇四、	獸 廿一〇九、 廿二〇五、	十八〇一、二三、
三十日 月		四三〇二五、 四四〇十三、	太 十六〇二四、 十七〇十三、	創 四四〇十四、	徒 十八〇一、二三、	十八〇廿四、
卅一日 火		四五〇一、廿四、	十七〇十四、	四五〇廿五、 四六〇七、		十九〇廿四、

二 月		舊 朝		約 日		新 課		舊 晚		約 日		新 課	
一日	水前齋	創	四六〇二六、四七〇	太	十八〇一、二十、	創	四七〇十三、	徒	一九〇二、				
二日	木耶蘇獻殿日	詩	十三〇一、十六、 二十〇八六〇八七〇		十八〇二、十九〇	基	二〇一、九、	詩	八四〇百十三〇百四〇			廿〇一、十六、	
三日	金齋	創	四八〇		十九〇三、二六、	創	四九〇		廿〇十七、				
四日	土		五十〇		十九〇廿七、	出	一〇		廿一〇一、十六、				
五日	大齋前 第二主日		三〇	或	廿〇十六、 廿〇十七、	創	六〇或八〇	或	廿一〇十七、三六				
六日	月	出	四〇一、二三、		二二〇一、二二、	出	四〇三七、 五〇十四、	徒	廿一〇三七、				
七日	火		五〇十五、六〇十三、		廿一〇廿三、	六〇	廿八、七〇十三、	廿二	廿三、廿三〇十二				
八日	水		七〇一四、		廿二〇一、一四、		八〇一、一九、		廿三〇十二、				
九日	木		八〇廿九〇十三、		三三〇十五、四十、		九〇十三、		二四〇				
十日	金齋		十〇一、二十、		三三〇四一、 三三〇四二、		十〇廿一、四二、		二五〇				
十一日	土 (紀元節)		十二〇一、二十、		三三〇十三、		十二〇二一、四二、		二六〇				
十二日	大齋前 第一主日	創	九〇一、十九、	或	二四〇一、廿八 七〇	或	十二〇 十三〇	或	二七〇一、十七、				
十三日	月	出	十四〇十、		二四〇二九、	出	十五〇一、二二、	徒	二七〇十八、				
十四日	火		十五〇廿三、十六〇十、		二五〇一、三十、		十六〇十一、		二八〇一、十六、				
十五日	水大齋始日	詩	五八〇一、十二、 六〇三三〇三八〇	可	二〇十三、廿二、	詩	百三〇百四十三〇	來	十二〇三、十七、				

第三第

例凡第
四第

十六日	木	出	十九〇	太	二六〇一、三十、	出	二二〇一、二二、	羅	一〇
十七日	金		二二〇一、十七、		二六〇二、五六、		二二〇九、		二〇一、十六、
十八日	土		二三〇十四、		二六〇五七、		二四〇		二〇十七、
十九日	日	大齋 第一主日	創 十九〇十二、廿九、	或	二七〇一、廿六 十〇	或	廿二〇一、十九 廿三〇三、	或	弗四〇 三〇
二十日	月	該週間ハ	出 二八〇二九、四一、		二七〇二七、五六、	出	二九〇三五、 三十〇十、	羅	四〇
廿一日	火	第二立教	三一〇		廿七〇五七、		三二〇一、十四、		五〇
廿二日	水	師節也	三二〇十五、		二八〇		三三〇一、十一、		六〇
廿三日	木		三三〇十二、 三四〇九、	可	一〇一、二十、		三四〇十、二六、		七〇
廿四日	金	聖 マツテヤ日	母上二〇二七、三五、		一〇二一、	賽	二二〇十五、		八〇一、十七、
廿五日	土		出 三四〇二七、		二〇一、二二、	出	三五〇二九、 三六〇七、		八〇十八、
廿六日	日	大齋 第二主日	創 二七〇一、四十、	或	路十〇一、廿四、 二〇廿三、三〇十三、	或	廿八〇 三二〇	或	弗五〇十五、六〇十、
廿七日	月		出 四四〇十七、	可	三〇十三、	利	九〇廿二、 十〇十一、	羅	九〇十九、
廿八日	火		利 十四〇一、廿二、		四〇一、三四、		十六〇一、廿二		十〇

四	月	朝	約	日	課	約	日	課	約
一	日	復活前	詩四〇九〇	路	二二〇五〇	何	五〇八、六〇三、	羅	六〇一、十三、
二	日	復活日	詩四〇九〇	路	二二〇五〇	詩	三一〇	約	二〇一、十一、十八、
三	日	復活日	詩二〇五七	路	一〇十、十八、	詩	十二〇廿九或十四〇	約	二〇一、十一、十八、
四	日	復活日	出十五〇一、廿一、	路	廿四〇一、十二、	哥	二〇十、	太	二八〇一、九、
五	日	火全上	王下十三〇十四、廿一、	約	廿一〇一、十四、	結	三七〇一、十四、	約	廿一〇十五、
六	日	水	書二一〇四三、二〇十、	路	七〇二四、	書	二二〇十一、	哥	后九〇
七	日	金齋	士二〇	八〇二六、	士	四〇	二四〇	十	十〇
八	日	土	五〇	九〇一、二七、	士	四〇	六〇一、二三、	十一	〇一、二九、
九	日	復活后	民十六〇一、三五、	哥	前十五〇一、廿八	或民	十六〇三六、	約	廿〇二四、廿九、
十	日	第一主日	士八〇三三、九〇廿四、	路	九〇五一、十〇十六、	士	十〇	加	一〇
十一	日	火	十一〇一、廿八、	十〇十七、	十一	〇廿九、	二〇	二〇	二〇
十二	日	水	十三〇	十一〇一、廿八、	十四	〇	三〇	三〇	三〇
十三	日	木	十五〇	十一〇廿九、	十六	〇	四〇一、二十、	四〇	一、二十、
十四	日	金齋	得一〇	十二〇一、三四、	得	二〇	四〇廿一、五〇十二、	五〇	十三、
十五	日	土	三〇	十二〇三五、	四〇	五〇十三、			

十六	日	復活后	民	廿〇一、十三、	十三〇一、十七、	或民	廿〇十四、廿一〇九、	六〇	六〇
十七	日	第二主日	母上	二〇廿一、	路	十三〇十八、	母上	三〇	弗一〇
十八	日	火	四〇	十四〇一、廿四、	五〇	二〇	二〇	二〇	二〇
十九	日	水	六〇	十四〇廿五、十五〇十、	七〇	三〇	三〇	三〇	三〇
二十	日	木	八〇	十五〇十一、	九〇	四〇一、二四、	四〇	一、二四、	四〇
廿一	日	金齋	十〇	十六〇	十一〇	五〇廿一、	五〇	廿一、	五〇
廿二	日	土	十二〇	十七〇一、十九、	十三〇	六〇九、	六〇	九、	六〇
廿三	日	復活后	民	廿二〇	十七〇二十、	或民	廿三〇	六〇	十、
廿四	日	第三主日	母上	十五〇	或約	六〇廿二、五八、	或民	廿四〇	或民
廿五	日	火聖マコ日	賽	六二〇六、	路	十八〇一、三十、	母上	十六〇	腓一〇
廿六	日	水	母上	十七〇一、三十、	十九〇十一、	結	一〇一、十四、	二〇	二〇
廿七	日	木	十七〇五五、	十九〇二八、	十九〇	四〇	四〇	四〇	四〇
廿八	日	金齋	二十〇一、十七、	二十〇一、二六、	二十〇十八、	西	一〇一、二十	西	一〇一、二十
廿九	日	土	二二〇	二十〇二七、	二二〇	二〇二七、	二〇	二〇	二〇
三十	日	復活后	申	四〇一、廿二、	或徒	五〇	或申	四〇廿三、四十、	或撒
		第四主日							

六	月	舊	約	日	課	舊	約	日	課
一	日木	王下十三〇	約	十三〇二、二十、	王下十七〇一、二三、來	八〇			
二	日金	十七〇二四、		十三〇二一、	代下十二〇	九〇			
三	日土	代下十三〇		十四〇	十四〇	十〇一、十八、			
四	日	三位一体后 第一主日 書 四〇十四、	或徒	十五〇 八〇二、	書五〇十三、六〇廿、 或廿四〇	十〇十九、 或提前六〇			
五	日	代下十九〇	約	十六〇一、十五、	代下廿〇一、三十、	來 十一〇一、十六、			
六	日火	廿〇三二、廿一〇		十六〇十六、	廿二〇	十一〇十七、			
七	日水	廿三〇		十七〇	廿四〇	十二〇			
八	日木	二五〇		十八〇一、二七、	二六〇 二七〇	十三〇			
九	日金	二八〇		十八〇二八、	王下十八〇一、八、	雅 一〇			
十	日土	二九〇三、廿、		十九〇一、二四、代下三十一、三二〇	二〇				
十一	日	三位一体后第二 主日 中 士 四〇 三三〇一、十一、	或徒	四〇三一 九〇一、三一	士 五〇或六〇十一 或翁一〇	徒 十四〇八、 或提前二〇			
十二	日	王下十八〇十三、	約	十九〇廿五、	王下十九〇一、十九、雅	三〇			
十三	日火	十九〇二十、		二十〇一、十八、	二十〇	四〇			
十四	日水	餐 三八〇九、二十、		二十〇十九、	代下三三〇	五〇			
十五	日木	王下二二〇		二二〇	王下二三〇一、二十、	彼前二〇一、二二、			

十六日	金齋		二三〇二、 二四〇七、	徒	一〇	二四〇八、 二五〇七、	二〇一、 二〇十、
十七日	土		二五〇八、		二〇一、二二、	喇 一〇及三〇	二〇一、三〇七、
十八日	日	三位一体后 第三主日	母上二〇一、廿六、	或	二〇廿二 十〇	母上三〇 或四〇一、十八、	三〇八、四〇六、 或提前三〇一、四〇八、
十九日	月		喇 七〇	徒	三〇	喇 八〇十五	彼前四〇七、
二十日	火		九〇		四〇一、三一、	十〇一、十九、	五〇
廿一日	水		尼 一〇		四〇三、五〇十六、	尼 二〇	全后一〇
廿二日	木		四〇		五〇十七、	五〇	二〇
廿三日	金前齋		六〇一、七〇、		六〇	七〇七三、八〇	三〇
廿四日	土	聖バプテス マノヨハネ日	馬 三〇一、六、	太	三〇	馬 四〇	太 十四〇一、十二、
廿五日	日	三位一体后 第四主日	母上十二〇	或徒	七〇一、三四、 十一〇	母上十三〇 或得一〇	約壹一〇 或多二〇一、三〇九、
廿六日	月		帖 一〇		七〇三五、八〇四、	帖 二〇十五、三〇	約壹二〇一、十四、
廿七日	火		四〇		八〇五、二五、	五〇	二〇十五、
廿八日	水前齋		六〇		八〇二六、	七〇	三〇一、十五、
廿九日	木	聖ペテロ日	結 三〇四、十四、	約	二〇十五、二二、	亞 三〇	徒 四〇八、二二、
三十日	金齋		伯 一〇	徒	九〇一、二二、	伯 二〇	約壹 三〇十六、 四〇六、

七 月		舊 約		新 約		舊 約		新 約	
日	土	伯	三〇	徒	九〇二三、	伯	四〇	約	壹四〇七、
二日	三位一体后 第五主日	母上十五〇一、廿三、	或	十四〇	十四〇	母上十六〇	或	十七〇	或來十〇
三日	伯	七〇	十	廿四、	伯	九〇	約	貳	
四日	十	〇	十一	〇	十一	〇	約	參	
五日	十二	〇	十二	〇	十三	〇	猶	全	
六日	十四	〇	十三	〇一、二五、	十六	〇	太	一〇十八、	
七日	十七	〇	十三	〇二六、	十九	〇	二	〇	
八日	二二	〇	十四	〇	三三〇十二、二六、	三	〇		
九日	三位一体后 第六主日	母下一〇	十五	〇一、廿九、	母下十二〇一、廿三、	或來十一〇	四	〇一、廿二、	
十日	伯	廿五〇廿六〇	十五	〇三十、	伯	廿七〇	太	四〇廿三、	
十一日	二八	〇	十六	〇十五、	伯	廿七〇	五	〇十二、	
十二日	三十	〇十二、二六、	十六	〇十六、	二九〇一、三十〇	五	〇十三、三二、		
十三日	三二	〇	十七	〇一、十五、	三十一	〇十三、	五	〇三三、	
十四日	三八〇三九、	十九	〇十六、	三八	〇一、三八、	六	〇一、十八、		
十五日	四一	〇	十八	〇一、二三、	四十	〇	六	〇十九、	
			十八	〇四、十九〇	四二	〇	七	〇六、	
			十九	〇	四三	〇	七	〇七、	

十六日	三位一体后 第七主日	代上廿一〇	或	十九〇廿一、 十七〇	代上廿二〇 或	廿八〇一、廿、	或	八〇一、十七、 或來十二〇
十七日	箴 二〇	廿〇一、十六、	箴	三〇一、廿六	太 八〇十八			
十八日	三〇二七、四〇 十九、	二十〇十七、	或	四〇二十、 五〇十四、	九〇一、十七、			
十九日	五〇十五、	廿一〇一、十六、	或	六〇一、十九、	九〇十八、			
二十日	七〇	廿一〇十七、三六	或	八〇	十〇一、二三、			
廿一日	九〇	二二〇三七、 二二〇二二、 二二〇二三、 二二〇三十一、	或	十〇十六、	十〇二四、			
廿二日	十一〇一、十四、	二二〇三十一、	或	十一〇十五、	十一〇			
廿三日	三位一体后 第八主日	代上廿九〇九、廿八	或	廿三〇十二、 廿〇七、	代下一〇 或王上三〇	或	十二〇一、廿一、 或來十三〇	
廿四日	前齋	十四〇九、廿七、	箴	廿四〇	十四〇廿八、 十五〇十七、	太 十二〇二二、		
廿五日	聖ヤコブ日	王下一〇一、十五、	路	九〇五一、五六、	耶 二六〇八、十五、	十三〇一、二三、		
廿六日	水	十五〇十八、	徒	二五〇	箴 十六〇一、十九、	十三〇廿四、五二、		
廿七日	木	十六〇三一、 十七〇十七、	二六〇	十八〇十、	十三〇五十三、 十四〇十二、			
廿八日	金齋	十九〇十三、	二七〇	二十〇一、二二、	十四〇十三、			
廿九日	土	二一〇一、十六、	二八〇一、十六、	二二〇一、十六、	十五〇一、二十、			
三十日	三位一体后 第九主日	王上十〇一、廿四、	或	二八〇十七、 廿四〇	王上十一〇、十四、 或	十五〇廿一、 或能一〇		
卅一日	月	廿五〇	羅 一〇	箴 二六〇一、廿、	太 十六〇一、二三、			

九	月	舊	約	新	課	舊	約	新	課
一日	金齋	結	十三〇十七、	哥前十一〇十七、	結	十四〇一、十一、可	五〇二一、		
二日	土		十四〇十二、	十二〇一、二七、	結	十六〇四四、	六〇一、十三、		
三日	日	三位一体后 第十四主日	王下九〇	或太廿五〇 十二〇廿八、十三〇	王下十〇一、三一、 或十三〇	結	廿〇十八、三二、可	六〇十四、廿九、 或彼前一〇	
四日	月		結	廿〇一、十七、	哥前十四〇一、十九、	結	廿〇十八、三二、可	六〇三十	
五日	火		結	二十〇三、四三、	十四〇二十、		二二〇二三、	七〇一、二三、	
六日	水		二四〇十五、	十五〇一、三四、		二六〇	七〇二四、八〇九、		
七日	木		二七〇一、二五、	十五〇三五、		二七〇二六、	八〇十、		
八日	金齋		二八〇一、十九、	十六〇		三一〇	九〇二二九、		
九日	土		三二〇一、十六、	哥後一〇一、二二、		三三〇一、二十、	九〇三十、		
十日	日	三位一体后 第十五主日	王下十八〇	或可四〇 一〇廿三、二〇三、	王下十九〇 或廿三〇一、三十、	或彼前二〇	十〇一、三十一、		
十一日	月		結	三十四〇十七、	哥后二〇十四、三〇	結	三六〇十六、三二、可	十〇三二、	
十二日	火		三七〇一、十四、	四〇		三七〇十五、	十一〇一、二六、		
十三日	水		四七〇一、十二、	五〇		但一〇	十一〇三、十二〇二、		
十四日	木		但二〇一、二三、	六〇一、 七〇一、		二〇二四、	十二〇十三、三〇、		
十五日	金齋		三〇、	七〇二、		四〇一、十八、	十三〇三五、 十三〇十三、		

十六日	土		四〇十九、	八〇	五〇一、十六、	十三〇十四、	
十七日	日	三位一体后 第十六主日	代下三六〇	或可十三〇	或尼 八〇一〇一、二〇八、	或彼前三〇	十四〇一、廿六、
十八日	月	該週開ハ第 四立教師節	但七、一、十四、	哥后十〇	但七〇十五	可	十四〇廿七、五三、
十九日	火	ナリ	九〇一、十九、	十一〇一、二九、	九〇二十、		十四〇五三、
二十日	水	前齋	十〇一、十九	十一〇三、十二〇三	十二〇		十五〇一、四一
廿一日	木	聖マタイ日	王上十九〇十五、	哥後十二〇十四、 十三〇	代上二九〇一、十九、		十五〇四二、 十六〇
廿二日	金齋		何二〇十四、	加一〇	何四〇一、十二、	路	二〇一、二五、
廿三日	土		五〇八、六〇六、	二〇	七〇八、		一〇二六、五六、
廿四日	日	三位一体后 第十七主日	那五〇	或路十三〇	或那 二二〇三五〇	或彼前四〇	一〇五七、
廿五日	月		何十〇	加四〇二、廿、	何十〇一、十二〇六、	路	二〇一、廿、
廿六日	火		十三〇一、十四、	四〇二一、 五〇十二、	十四〇		二〇二一、
廿七日	水		耳一〇	五〇十三、	耳二〇一、十四、		三〇一、二二、
廿八日	木		二〇十五、二七、	六〇	二〇二八、 三〇八、		四〇一、十五、
廿九日	金	聖ミカエル 及諸天使日	詩三二〇、 九一〇百三〇	徒十二〇五、十七、	但十〇四、 三四〇百四八〇	默	十四〇十四、
三十日	土		耳三〇九、	弗一〇	麼一〇一、二〇三、	路	四〇十六、

十	月	朝	約	日	課	舊	晚	約	日	課
一日	日	三位一体后	那	三六〇	弗二〇	或路十五〇	結二〇	十三〇一、十六、	路五〇一、十六、	約
二日	月	三位一体后	那	五〇一、十七、	弗三〇	或路十五〇	結二〇	十三〇一、十六、	路五〇一、十六、	約
三日	火			七〇	弗三〇	或路十五〇	結二〇	十三〇一、十六、	路五〇一、十六、	約
四日	水			九〇	弗三〇	或路十五〇	結二〇	十三〇一、十六、	路五〇一、十六、	約
五日	木			拿一〇	弗五〇二、	或路十五〇	結二〇	十三〇一、十六、	路五〇一、十六、	約
六日	金			三〇	弗六〇九、	或路十五〇	結二〇	十三〇一、十六、	路五〇一、十六、	約
七日	土			米一〇一、九、	弗六〇十、	或路十五〇	結二〇	十三〇一、十六、	路五〇一、十六、	約
八日	日	三位一体后	結	十四〇	弗六〇十、	或路十五〇	結二〇	十三〇一、十六、	路五〇一、十六、	約
九日	月			米五〇	弗六〇十、	或路十五〇	結二〇	十三〇一、十六、	路五〇一、十六、	約
十日	火			七〇	弗六〇十、	或路十五〇	結二〇	十三〇一、十六、	路五〇一、十六、	約
十一日	水			翁二〇	弗六〇十、	或路十五〇	結二〇	十三〇一、十六、	路五〇一、十六、	約
十二日	木			哈一〇	弗六〇十、	或路十五〇	結二〇	十三〇一、十六、	路五〇一、十六、	約
十三日	金			三〇	弗六〇十、	或路十五〇	結二〇	十三〇一、十六、	路五〇一、十六、	約
十四日	土			番一〇十四、	弗六〇十、	或路十五〇	結二〇	十三〇一、十六、	路五〇一、十六、	約
十五日	日	三位一体后	結	三四〇	弗六〇十、	或路十五〇	結二〇	十三〇一、十六、	路五〇一、十六、	約

十六日	月			基二〇一、九、	撒前一〇	基二〇十、	路十二〇三五、
十七日	火			亞一〇一、十七、	二〇	亞一〇、十八、	十三〇一、十七、
十八日	水	聖ルカ日		賽五五〇	三〇	賽三八〇	或徒一〇一、十四、
十九日	木			亞三〇	四〇	亞四〇	路十四〇一、二四、
二十日	金			五〇	五〇	六〇	十四〇二五、
廿一日	土			七〇	撒後一〇	八〇一、十三、	十五〇十一、
廿二日	日	三位一体后	但	三〇	或約七〇	或但五〇	或彼后三〇
廿三日	月			亞十〇	撒后三〇	亞十一〇	路十七〇一、十九、
廿四日	火			十二〇	提前一〇一、十七、	十三〇	十七〇二十、
廿五日	水			十四〇	一〇十八、二〇	馬一〇	十八〇一、三十、
廿六日	木			二〇	三〇	三〇一、十二、	十八〇三十一、
廿七日	金			三〇十三、	四〇	創一〇一、二〇三、	十九〇十二、二七、
廿八日	土	聖シモン及	賽	二八〇九、	五〇	那三〇十二、十八、	十九〇二八、
廿九日	日	三位一体后	但	六〇	或約八〇一、四七、	或但七〇九、	二十〇一、廿六、
三十日	月			創四〇	提前一〇	創六〇	或約壹二〇
卅一日	火	前齋		七〇	二〇	八〇	路廿〇廿七廿一〇四、

第凡七例

十一月	朝	約	新	課	約	舊	晚	約	新	課	約
一日水	諸聖徒日	但詩	十二〇	來十一〇三三、十二〇六	馬	三〇十六、四〇三	默	十九〇一、十六			
二日木		創	九〇	提後三〇	創	十一〇一、九	路	二二〇一、三十			
三日金	齋(天長節)		十一〇二七、十二〇	四〇	十三〇			二二〇三一、五三			
四日土			十四〇	多一〇	十五〇			二二〇五四、			
五日	三位一体后第廿三主日	何	十四〇	或約九〇	耳	二〇二一、三〇九	或約	一三〇一、廿五、一壹二〇			
六日		創	十八〇一、十六、多三〇		創	十八〇十七、	路	廿三〇廿六、四九、			
七日火			十九〇十二、二九、四		二十〇		路	三三〇五十、二四〇十二、			
八日水			二一〇	來一〇	廿二〇一、十九、			二四〇十三、			
九日木			二一〇	三〇一、三〇六、	二四〇一、二八、			約一〇一、二八、			
十日金	齋		二四〇三九、五一、	四〇十三、	二四〇五二、			一〇二九、			
十一日土			二五〇二七、二六〇六、	五〇十四、	二六〇十二、			二〇			
十二日	三位一体后第廿四主日	麼	三〇	或約十〇一、三十、	麼	五〇或九〇	或約	三〇一、廿一、壹三〇			
十三日		創	廿七〇四六、廿八〇	來七〇	創	廿九〇一、廿、	約	三〇廿二			
十四日火			三一〇一、二四、	八〇	三二〇一、二二、			四〇一、三十、			
十五日水			三二〇二二、	九〇	三三〇			四〇三二、			

今現異節
用視ヒ文ザナル

第凡七例

凡第六例
主日廿一
視五后

十六日木			三五〇一、二十、	十〇一、十八、	三七〇一、十一、	五〇一、二三、
十七日金	齋		三七〇二二、	十〇十九、	三九〇	五〇二四、
十八日土			四十〇	十一〇一、十六、	一〇一、二十、	六〇一、二二、
十九日	三位一体后第廿五主日	米	四〇一、五〇七、	或路七〇一、十八、	或米七〇〇	六〇廿二、四十、
二十日		賽	三〇一、十五、	來十二〇、	賽四〇二、	約六〇四一、
廿一日火			五〇一、十七、	十三〇	五〇十八、	七〇一、二四、
廿二日水			六〇	雅一〇	七〇一、十六、	七〇二五、
廿三日木	(新嘗祭)		八〇五、十七、	二〇	八〇十八、	八〇一、三十、
廿四日金	齋		九〇八、十〇四、	三〇	十〇五、十九、	八〇三一、
廿五日土			十〇二十、	四〇	十一〇一、九、	九〇一、三八、
廿六日	三位一体后第廿六主日	傳	十一〇十二〇	或約十六〇	基馬三〇四〇、	九〇三九、十〇廿一、
廿七日		賽	十三〇	彼前一〇一、廿一、	賽十四〇一、廿三、	約十〇廿二、
廿八日火			十七〇	一〇二二、二〇	賽十八〇	十一〇一、十六、
廿九日水	前齋		十九〇一、十五、	二〇十一、三〇七、	十九〇十六、	十一〇十七、四六、
三十日木	聖アンデレ	賽	五四〇	約一〇三五、四二、	六五〇一、十六、	約十二〇廿、四二、

第凡
一例

十二月	朝	日	課	晚	日	課
一日金齋	舊	約	新	舊	約	新
二日土	賽 二二〇一、十二、 二二〇十五、	彼前三〇八、 四〇六、	四〇七、	賽 二二〇一、十四、約十一〇四七、十二〇 二二〇、	十三〇一、廿、 或默一〇	約
三日日	降臨第一主餐 詩 八〇五十五	或路一〇一、廿五、 彼后一〇	二〇	賽 廿六〇廿、廿七〇約 十三〇廿一、 詩 九六〇九七〇、	十四〇	約
四日月	賽 廿六〇一、十九、 二八〇一、十三、	二〇	二八〇十四、	十五〇	十六〇一、十五、	約
五日火	二九〇一、八、	三〇	二九〇九、	十六〇十六、	十七〇	約
六日水	三〇〇一、十七、約壹一〇	二〇一、十四、	三二〇	十七〇	十八〇一、二七、	約
七日木	三一〇	二〇十五、	十一〇一、十、 或默二〇	十八〇廿八、	十九〇一、二四、	約
八日金齋	三三〇	或路一〇廿六、五五、 或 廿四〇	四二〇一、十七、	十九〇二五、	二十〇一、十八、	約
九日土	五〇	四四〇一、二十、約貳	四六〇	二十〇十九、		
十日日	降臨第二主餐 五〇	約壹三〇十六、四〇六、	四二〇一、十七、	十九〇二五、		
十一日月	四四〇十二、	四〇七、	四三〇八、	十九〇二五、		
十二日火	四一〇、十七、	五〇	四四〇二、	二十〇一、十八、		
十三日水	四四〇一、二十、約貳	四六〇	二十〇十九、			
十四日木	四四〇一、二十、約貳	四六〇	二十〇十九、			
十五日金齋	四五〇八、	約參	四六〇	二十〇十九、		

第凡
四例

八特第凡
二例
日間謝

十六日土	十七日日	十八日月	十九日火	二十日水	廿一日木	廿二日金齋	廿三日土	廿四日日	廿五日月	廿六日火	廿七日水	廿八日木	廿九日金齋	三十日土	卅一日口
降臨第 三主日	該週間ハ第 一立教師節	也	前齋	前齋	聖トマス	前齋	降臨第四 主日	降臨日	聖ステパノ	聖ヨハ子日出	嬰孩被殺日	耶	賽 六一〇	六三〇	三五〇
四七〇	廿五〇	五十〇	五一〇九、	五三〇十三、五三〇	伯 四二〇一、六、	賽 五五〇	五七〇	三十〇一、廿六、 或路三〇一、廿二、	詩十九〇四五〇八五〇	創 四〇一、十、	約 十三〇三、三五、	或太十八〇一、十四、	默 十九〇一、十、	二十〇	或路二〇廿五、
猶	或路一〇五七、	默二〇十八、三〇六、	四〇	六〇	約 廿〇十九、二三、	默 八〇	十一〇	十四〇	路 二〇一、十四、	徒 六〇	賽 六〇	四九〇一、十二、	六二〇	六四〇一、 六五〇七、	或 四四〇
四八〇	廿六〇 或 廿八〇五、十八、 或 三〇	五一〇一、八、	五二〇一、十二、	五四〇	三五〇	五六〇	五八〇	三三〇二、廿二、 或 七〇十、十六、 詩八〇百十〇百三、	代下二四〇十五、三、	徒 八〇一、八、	默 一〇	或可十〇十三、二七、	十九〇十一、	二二〇一、十四、	或來二〇
二二〇	二〇一、十七、	三〇七、	五〇	七〇	約 十四〇一、七、	默 十〇	十二〇	十五〇	多 三〇四、八、			十八〇	十九〇十一、	二二〇一、十四、	廿二〇六、

立教師節及大齋日課表

立教師節	舊約			新約			舊約			新約		
	水曜日	金曜日	土曜日	水曜日	金曜日	土曜日	水曜日	金曜日	土曜日	水曜日	金曜日	土曜日
第一立教師節	耶二三〇一、一五、約一〇一、二八、	耶二六〇一、一九、全五〇三三、	馬三〇一、十二、路十二三五、四八、全三〇十三、四〇	耶二二〇十六、	弗四〇一、十六、	撒前五〇	提后一〇	全前三〇	全五〇	全三七〇一、十四、多二〇	全三四〇一、十六、	全三〇十、
第二立教師節	全三三〇一、廿、	全十六〇一、十二、	全十七〇一、四、	全三二〇二七、	哥前一〇十八、	哥前一〇十八、	全四二〇一、十二、	全四二〇一、十二、	全四二〇一、十二、	全四二〇一、十二、	全四二〇一、十二、	全四二〇一、十二、
第三立教師節	水曜日	金曜日	土曜日	水曜日	金曜日	土曜日	水曜日	金曜日	土曜日	水曜日	金曜日	土曜日
第四立教師節	水曜日	金曜日	土曜日	水曜日	金曜日	土曜日	水曜日	金曜日	土曜日	水曜日	金曜日	土曜日
立教師節	水曜日	金曜日	土曜日	水曜日	金曜日	土曜日	水曜日	金曜日	土曜日	水曜日	金曜日	土曜日
大齋節第二日	賽五九〇一、十六、可十一〇十二、	那三〇十二、四〇三、羅一〇	來十三〇七、廿一、	全五〇	全四〇	全三〇	全二〇	全一〇	全五〇	全四〇	全三〇	全二〇

大齋節第三日	米七〇	太十二〇一、廿二、番一〇	羅三〇
第四日	麼三〇	全十二〇廿二、	麼五〇
第五日	亞一〇	全十三〇一、廿三、亞三〇	提前一〇
第六日	結八〇	全十三〇廿四、四三、結九〇	全二〇
第七日	全二〇三〇九、	全十三〇四四、	全三〇十、
第八日	全二〇一、廿六、	全十四〇廿二、	全廿〇廿七、
第九日	全三三〇一、廿、	全十六〇一、十二、	全三四〇一、十六、
第十日	全三四〇十七、	全十七〇十四、	全三七〇十四、
第十一日	伯一〇	全十九〇一、十五、創七〇	羅五〇
第十二日	全二〇	全十九〇十六、	全八〇
第十三日	全三〇	全廿一〇二八、	全十三〇
第十四日	全九〇	全廿四〇一、廿八、	全十八〇十六、
第十五日	全十四〇	全廿四〇廿九、	全十九〇十二、廿九、
第十六日	全十九〇	可一〇廿一、	全廿一〇九、廿一、
第十七日	全廿七〇	全二〇一、十七、	出十七〇
第十八日	全廿八〇	全五〇一、廿、	利十九〇一、十八、

M26

日本聖公會一覽

第十九日	全 廿九〇	全 五〇廿一、	民 十三〇十七、	全 六〇
第二十	全 三十〇	全 六〇四五、	全 十四〇一、廿五、	全 九〇一、廿三、
第二十一	全 三一〇四、	全 七〇十四、三十、	全 十五〇十七、	全 十〇十二、
第二十二	全 三二〇	全 八〇廿二、	書 七〇	全 十四〇二六、
第二十三	全 三八〇一、十八、	全 九〇三三、	母上三〇	哥后二〇
第二十四	全 三八〇一九、	全 十〇一、十六、	全 四〇	全 六〇
第二十五	全 三九〇	全 十〇十七、三四、	全 十六〇	全 七〇
第二十六	全 四十〇	全 十〇三五、	全 二八〇一、廿、	全 十二〇一、十五、
第二十七	全 四一〇	全 十二〇一、十七、	母下二四〇一、十四、	加 六〇
第二十八	全 四二〇	全 十二〇十八、	全 廿四〇一五、	撒前二〇
第二十九	申 二八〇一、十四、	路 十一〇二九、	王上九〇一、九、	撒后二〇
第三十	全 廿八〇十五、四六、	全 十二〇一、廿一、	全 十〇一、十三、	來 三〇
第三十一	全 廿八〇五八、	全 十二〇廿三、四十、	王下六〇一、廿三、	全 五〇
第三十二	全 三十〇	全 十二〇四二、	全 廿二〇	全 六〇
第三十三	耶 十三〇一、十四、	約 五〇一、廿三、	喇 九〇	全 八〇
第三十四	全 十三〇十五、	全 十二〇廿、	耶 十八〇一、十七、	全 十〇二八、

東京芝區榮町十一番地	監督	イ、ピカス、テス
全 京橋區築地三十七番地	退職監督	シ、エム、ウイリアムス
常置委員	特 撰	エ、シ、シヨウ
傳道會社本部委員	エチ、ダ、ヘーダ	エ、シ、シヨウ
東京麻布區飯倉六丁目十三番地	今井 壽道	田井 正一
全 京橋區築地廿五番	會長	ゼ、エム、フランシス
全 廿九番	全	チ、エス、チンガ
全 三十八番	全	エ、チ、ダ、ヘーダ

東京々橋區築地四十番	全	ゼ、シ、アン、ブラ
全	四十一番	エ、アル、モリス
全	五十二番	ゼ、ウイリアムス
全	五十六番	エル、アル、ウードマン
全	芝區榮町十一番	エル、ビ、チャモレー
全		エ、エフ、キンク
全		シ、ヤ、ガーデナー
全		エル、エフ、ライド
全	麻布區飯倉片町三十二番地	今井 壽道
全	本郷區臺町四十六番地	田井 正一
全	牛込區北山伏町四十二番地	吉澤 直江
全	神奈川縣橫濱市山手二百七番地	エフ、イ、フリーズ
全	千葉縣下總國下埴生郡八生村字下福出	飯田 榮次郎
全	群馬縣前橋曲輪町乙第四十六番地	ゼ、エル、パツトン
全	静岡縣駿河國沼津町	山縣 與根二
全	福岡縣福岡町曾根田十六番地	ゼ、ザ、ウオーラ

東京々橋區築地二丁目廿九番地	全	會吏	名出	保太郎
全	芝區小山町十一番地	全	嶋田 弟丸	
全	麻布區飯倉片町三十二番地	全	山田 助次郎	
全	深川區西大ノ町一番地	全	杉浦 義道	
東京々橋區築地新築町七丁目三十九番地	全	信徒又ハ生徒	禮拜日并開講日時	主任者氏名
全	舟松町	監督公會病院	二日午後八時	監督シ、エム、ウイリアムス
全	入船町	講義所	日、水、後七	會吏名出
全	築地新築町七丁目三十七番	立教學校		校長シ、エム、ウイリアムス
全	二十六番	立教女學校		教頭木左乙女、チン
全	五十三番	三一神學校		校長小宮友太
全	新富町	講義所	日後七	校長エチ、ザ、ヘーザ
全	靈岸嶋川口町	全	日後七	監督シ、エム、ウイリアムス
全	築地五十二番聖保羅教會	三百四十	日前九時半、水、金後七	會長ゼ、ウイリアムス
全	越前堀一丁目	講義所	日、火、後七	會長ゼ、ウイリアムス

全	東京々橋區築地五十二番	明教小學校	生徒五十七	主任 佐々木、ウイリアム、教員 小林、利、三、堅、ス
全	鼻町十三番地	聖十字教會	六十五	會長 エ、エフ、キン
全	本八丁三丁目四番地	聖慈堂出張所	火、木、土、前九	主任 後藤、角、太、委員 小大須賀、亮、マ
全	築地廿六番	東京教育院		院長 長田重雄
全	船松町	愛惠醫院		館長 ベリ
全	築地一丁目廿五番地	傳道女館		安藤彌三郎
全	八丁堀長澤町	講義所	日、水、金、	會長 エ、エフ、キン
全	芝區榮町十二番地	聖安得烈教會	二百四十六	會長 山田助次郎
全	新網町北一番地	講義所	四日、木、后七	會長 エ、エフ、キン
全	南八番地	愛隣小學校	生徒五十	主任 内藤菊麿
全	榮町十一番地	聖安得烈神學部		校長 エ、エフ、キン
全	所	全英學部		教員 今井、直江、嶋田、弟丸、高嶋、橋田、五弟、郎丸
全	三田四國町二番地	喜望教會	四十	會長 エ、エフ、キン
全	麻布區網代町一	聖ステパノ教會	四十六	會長 後藤、房、達、質、道
全	永坂町一番地	香蘭女學校		校長 長橋、政、太、教員 長橋、政、太
全	麴町區上六番町十七番地	博愛教會	廿三	主任 伊藤、邊、藤、ソ、ト、コ、ン、役者 酒井、井、マ、ソ、コ、ン、會長 大、嶽、兼、三、郎
全	飯田町二丁目廿二番地	講義所	日、前九、金、后七	會長 エ、エフ、キン
全	神田區壺所町二番地	神田基督教會	百三十	會長 田井正一
全	田代町六番地	講義所	金、后七	會長 全
全	猿樂町三丁目三番地	德育俱樂部		主任 全
全	神田區松下町廿四番地	講義所	日、木、后七、	會長 エ、エフ、キン
全	小學校			藤田某

全	東京々橋區築地五十二番	明教小學校	生徒五十七	主任 佐々木、ウイリアム、教員 小林、利、三、堅、ス
全	鼻町十三番地	聖十字教會	六十五	會長 エ、エフ、キン
全	本八丁三丁目四番地	聖慈堂出張所	火、木、土、前九	主任 後藤、角、太、委員 小大須賀、亮、マ
全	築地廿六番	東京教育院		院長 長田重雄
全	船松町	愛惠醫院		館長 ベリ
全	築地一丁目廿五番地	傳道女館		安藤彌三郎
全	八丁堀長澤町	講義所	日、水、金、	會長 エ、エフ、キン
全	芝區榮町十二番地	聖安得烈教會	二百四十六	會長 山田助次郎
全	新網町北一番地	講義所	四日、木、后七	會長 エ、エフ、キン
全	南八番地	愛隣小學校	生徒五十	主任 内藤菊麿
全	榮町十一番地	聖安得烈神學部		校長 エ、エフ、キン
全	所	全英學部		教員 今井、直江、嶋田、弟丸、高嶋、橋田、五弟、郎丸
全	三田四國町二番地	喜望教會	四十	會長 エ、エフ、キン
全	麻布區網代町一	聖ステパノ教會	四十六	會長 後藤、房、達、質、道
全	永坂町一番地	香蘭女學校		校長 長橋、政、太、教員 長橋、政、太
全	麴町區上六番町十七番地	博愛教會	廿三	主任 伊藤、邊、藤、ソ、ト、コ、ン、役者 酒井、井、マ、ソ、コ、ン、會長 大、嶽、兼、三、郎
全	飯田町二丁目廿二番地	講義所	日、前九、金、后七	會長 エ、エフ、キン
全	神田區壺所町二番地	神田基督教會	百三十	會長 田井正一
全	田代町六番地	講義所	金、后七	會長 全
全	猿樂町三丁目三番地	德育俱樂部		主任 全
全	神田區松下町廿四番地	講義所	日、木、后七、	會長 エ、エフ、キン
全	小學校			藤田某

東京日本橋區佐内町一 番地	講義所	日、后七、火后七	會長 中、エチ、ヤ、ヘー 道
深川區西元町八 番地	眞光教會	六十、日、后九	會吏 杉浦義道
伊豫橋西詰	講義所	日、后七	會長 ゼ、ウ、イ、リ、ヤ、ム、ス
富岡町前仲町八 番地	全	日、木、后七	會長 田中利堅
松村町廿二番地	講義所	火、後七半	田中利堅
全	貧民學校生徒三十		受持 針田ケ申利將堅
淺草區三好町十 番地	講義所	日、金、后七	角中圭一郎
全	黑船町廿八番地聖 約翰教會	七、日、后七半	會長 ゼ、エ、ム、フ、ラン、シ、ス
全	老松町十五番地講 義所	日、后七	會長 山田祐濱田佐太郎
全	小石川區水道端 町十五番地	日、木、后七	會長 佐藤國直三郎
全	牛込區水道町二 番地	昇天教會 百九、日、后九半、金聖日、后七	全
全	三十三番地 牧 羔小學校生徒六十	前九、日、后二半、火、水、后七	會長 飯田榮次郎
千葉縣下總國下地生郡 八生村字下福川	福田教會	八十、日、后二、火、水、后七	會長 飯田榮次郎
全	全村字松崎 聖 保羅教會二十三	日、后三、木、后七	會長 飯田榮次郎
全	上總國夷隅郡大 多喜		會長 飯田榮次郎
全	下總國東葛飾郡 關宿	火、后七	富田元一郎

全	市川	全	日、前十	笛米角太郎
全	安房國チクラ	全	十八	傳道會社派出員 高橋久平
町	福嶋縣信夫郡福嶋馬場	全	十八、日、后九、金、后七	會長 白、石、村、治
全	御山道信夫里塾生徒廿六			主任 ゼ、ヤ、ウ、オ、ー、ラ
全	二本松本町	講義所	火、后七	會長 白、石、村、治
全	安積郡郡山町	全	每月一回	全
全	田村郡三春町	全		全
全	安積郡高倉村	全	全	全
町	茨城縣下總國古河紺屋	全	九	戸塚錄三郎
全	猿嶋境町	全	二十、金、后二、七	富田元一郎
群馬縣東群馬郡前橋連 雀町	前橋聖公會	十七、日、后九、金、后七		會長 ゼ、エ、ル、バ、ツ、ト、ン
全	西群馬郡澁川町講 義所	水、金、后七		全
全	高崎字本町新道全			會長 ゼ、シ、ア、ン、ブ、ラ
全	埼玉縣北葛飾郡幸手町全	八、日、后二、七、金、后七		富田元一郎
全	榛澤郡寄居町	全	四、日、后八	市川清一郎
全	武川村大字田中全			肥塚勉

埼玉縣大里郡熊谷町本 町四百六十七番地	教	會五十一日 后九	肥塚勉
川越町字本町十 番地	基督教會	廿五日 后九	黛新七郎
入間郡日市村上 城	講義所	水后七	全
比企郡川嶋村字 出丸	全	金后七	全
小川町	全	二日前九 金后八	市川清彌
竹澤村	全		全
武藏松山町	聖路加教會	十三日 前九	織間小太郎
中山村大字中山	講義所	每月十二日 大日 后七	全
神奈川縣横濱市壽町三 丁目百三十番地	聖安得烈教會	三十三日 前九 水后七	會長エフ、イ、フリ 田永口嶋善保之太 介郎
相模國大住郡秦 野村	秦野講義所	四十三日 前七 水后八	會長山縣與根 傳道會社派出員山田茂三郎
愛甲郡玉川村	講義所	二十九日	全
小結村字飯山	全	五日	全
中津村	全	七日	全
西多摩郡青梅町 五十六番地	全	四日 前九 水后七	岡村豐三郎
北多摩郡府中驛 三十五番地	全		

全	本宿	北多摩教會五十九日 后二、七半、	全
全	内藤	講義所	全
全	字小金井	每月三回一ノ日 后八	全
全	小川		全
全	靜岡縣駿河國駿東郡沼津町上土百八十一番地	十三日 后九水后七	會長山縣 佐竹與根 準二
全	富士郡須津村字川尻	講義所	全
全	大宮町		會長山縣 牧野與與 三根二
全	伊豆國賀茂郡伊東村字猪戸	十日 后八	會長山縣 保熊與 次郎二
大阪地方			
全	大阪市川口三番	アーチデヤコノ會長	シ、エフ、ワレン
全	七番	會長	シヨシ、マキム
全	十四番	全	デ、エム、ランカ
全	十八番	全	シ、チャブマン不在
全		全	エチ、エル、ブリビー
全	廿三番	全	ビ、ケ、フワイソン

大阪市川口三十六番	會長	ジ、エチ、ホー
全 桃山高等英學校	全	エチ、イ、ブライス
全 京町堀上通り二丁目十七番地	全	寺澤久吉
全 薩摩堀南町四十七番地	全	牧岡鉄彌
全 土佐堀五丁目廿八番地	全	木庭孫彦
岐阜縣岐阜市岩根町	全	エ、エフ、チャツベル
愛知縣名古屋東片端町三丁目四十三番地	全	ゼ、シ、ロビンソン
全	全	ゼ、エム、ホールドイン
全	全	エチ、ゼ、ハミルトン
奈良縣添上郡春日野村	全	アイ、ド、マ
京都市上京區今出川通寺町西へ入常盤井殿町	全	エ、ヂ、グリン
兵庫縣神戸四ノ宮松ノ舎	全	ヒユ、ゼ、フナ
全	全	エチ、ムア
徳嶋市富田浦町	全	ダブルユ、ピ、パンコム
全 元町二百三十番	全	シ、チ、ワレン
嶋根縣松江内中原町七十四番地	全	ビ、エフ、バクストン

廣鳴縣備后國福山小丸山	全	エス、ス、ナ	之
大阪市東區鳴町二丁目十九番	會吏	中西	義雄
大阪市備后町一丁目番外二番	全	皆川	晃雄
川口居留地照暗女學校内	全	近重	利澄
全 西成郡下福嶋村字下福嶋番外九番屋敷	全	百木	惠一
奈真市角振六番地	全	山邊	久吉
兵庫縣神戶下山手通五丁目三十三番	全	水野	功
廣鳴縣廣鳴市大手町三丁目五十七番地	全	寺田	藤太郎
廣鳴縣備后國福山胡町	全	荒砥	琢哉
教會及講義所等ノ地名	名	稱	信徒又
大田市東區伏水町一丁目十三番地	聖ヨハ子教會	五十七	日前九金后七
全 全博勞町一丁目講義所	水后七	會吏	皆川晃雄
全 道修町一丁目大阪救兒院	生徒廿	主任	森巴一マ女アール
全 道修町八百屋大坂婦人學修會	生徒廿五	會長	近重利澄
全 橫堀五丁目三十五番地	聖保羅教會	五百三十	日前九金后七
全 東區鳴町二丁目十九番地	講義所	十三	日前九金后七
會吏	シ、エフ、マ、レ	之	

大阪丁目	西區京町堀上通二	聖三一教會	二百五十五	日前十、七、金后七	會長寺澤久吉
全	京町堀五丁目	講義所		二七ノ日及日	全
全	新町南通三丁目百廿四番地	救主教會	百廿一	日及三九、 ノ日及二、七、	會長牧岡鉄彌
全	北堀江三丁目	講義所		ノ日及三九、 ノ日及二、七、	全
全	川口居留地	川口基督教會	百七十	日前十、七、 ノ日及三九、	會長百木惠一
全	西成郡上福崎村字上福崎梅田橋北詰	講義所		日及三九、 ノ日及二、七、	全
全	全	貧民學校	生徒十八	日及三九、 ノ日及二、七、	主任堀林シ彦
全	西成郡傳法村字北傳法	講義所	八	水后七、 水后七、	武田俊造
全	阿波座上通阿波橋筋日向町角	英語夜學校	生徒二十		全
全	新町通四丁目	大阪實業會	生徒二十		主任近重利澄
全	川口居留地六番	照暗女學校	生徒四十五	每月一日十五日 后七	會長全
全	八番	バルナバ病院			幹事近重利澄
全	十二番	ブルル女學校	生徒五十		校長林エチ虎之助
全	十七番	英國傳道會社女子神學校	生徒九		校長コツクス女

全	南區內安堂寺町	上町聖公會	廿一	日前十、水后七	會長木庭孫彦
全	東成郡天王寺桃山	高等英學校			校長エチ、イ、ブラマス
全	西成郡木津村	講義所		木、后七	會長近重利澄
全	和泉國堺市ノ町一番地	聖テモテ教會	四十六	日及三九、 ノ日及二、七、	會長落合吉之助
全	和歌山縣和歌山市西江町	救主教會	九十八	日及三九、 ノ日及二、七、	會長菅内
全	新町通三丁目	講義所		日及三九、 ノ日及二、七、	全
全	紀伊國那賀郡名手	全			全
全	丸柄	全			全
全	伊都郡橋本村	橋本基督教會	三十四	日及三九、 ノ日及二、七、	會長ト部徳三郎
全	橋本村百十四番地	女子技藝學校	生徒十五	日及三九、 ノ日及二、七、	主任ト部徳三郎
全	滋賀縣滋賀郡大津町大字中原廿二番地	講義所	二十六	日及三九、 ノ日及二、七、	會長エ、チ、フワイソン
全	犬上郡彦根町大字河原	全			會長新井和臣

全 高宮町	全			水后七、	會長 エ、ザ、グ、リ、ン	全
全 勝所村	全			木后七、	新福 井井 和永 臣頼	全
全 坂田郡長濱町大字 北船百十四番地	全		二十一 日 前九 水金後七			
全 三重縣伊賀國阿拜郡上 野小玉町	全		十三 日 前九 水金後七	會長 シヨ、ン、マ、キ、郎	永田 保次 郎	全
全 名張	全		水后七			
全 岐阜縣岐阜市岩根町四 十八番地	岐 阜 聖 公 會	三十七 日 前九 水后七	會長 エ、エフ、チヤヘル			
全 秋津町	講 義 所	火后七半	實 主 稅			
全 鐵屋町	全	金后七半	全			
全 厚見郡加納町四丁	加 納 講 義 所	八 日 前九 木后七半	會長 エ、エフ、チヤヘル			
全 安八郡大垣本町	大垣聖公會 假會堂	十二 日 前九 金后七	全 貫 主 稅			
全 大垣倭町	講 義 所	水后七、	本 田 清 次			
全 石津郡高須町	高 須 講 義 所	六 日 前九 水后七	森 卷 耳			
全 愛知縣名古屋市下江川 町三丁目百七十番地	講 義 所	十六 日 前九 水木后七	會長 ゼ、シ、ロ、ビ、ン、ソ、ン エ、チ、エ、ム、ボ、ル、ド、イ、ン 佐林 伯市 好太郎			
全 中嶋町一ノ宮町	全		全			
全 海東郡津嶋町	全		全			

全 福井縣越前國敦賀町字 清明	敦 賀 會	十四 日 前九 金后七	會長 エ、ザ、グ、リ、ン			
全 若狹國遠敷郡雲濱 村竹原	聖 惠 教 會	七十三 日 前九 水后七	傳道會社派出員 筒井 銳三 郎			
全 小濱町白壁	講 義 所	火后七	全			
全 西津村	全	水后七	全			
全 奈良縣大和國宇知郡五 條町	五 條 聖 公 會	五十七 日 前八 金后七	會長 ア、イ、ド、ー、三、郎			
全 大和國三輪村百廿 三番地	講 義 所	廿九 日 前八 月后七	宮 生 主 若			
全 十市郡櫻井町二百 廿六番地	全		全			
全 田原本町字八幡町	田原本 基 督 教 會	三十四 日 前八 水后七	松 嶋 常 松			
全 廣瀬郡百濟村	百 濟 基 督 教 會	二十四 日 前九 水后七	全			
全 葛下郡高田町	基 督 教 會	三十一 日 前九 水后七	渡 邊 義 孝			
全 葛上郡御所町	講 義 所	七 日 前九 水后七	全			
全 添上郡奈良町大字 花芝	基 督 教 會	八十三 日 前九 水后七	會長 ア、イ、ド、ー、マ、ン 會吏 山 邊 久 吉			
全 奈良町	講 義 所		會吏 山 邊 久 吉			
全 大字登大路	奈 良 英 和 學 校					
京都府下京區五條橋東 二丁目廿七番戸	京 都 聖 公 會	三十二 日 前九 水后七	會長 エ、ザ、グ、リ、ン 須多 基川 幾 浩造			

全 刀鋒通馬凡東入長 講	義 所	火、后七	全
全 兵庫縣神戶市中山手通 六丁目	聖ミカエル教會百十二 日	后九 后二	會長 ヒュ、ゼ、フ、ナ 功
全 所生田前通九番地	講	日	全
全 仲町相生町鎮發筋 七百四十二番地	全	水后七 后七	全
全 中山手通三丁 目外ノ五號	乾 行義塾 生徒七十五		校長 エチ、ヒ、ウ 教師 エチ、山、和、介
全 中山手通六丁 目	松蔭女學校 全十一		校長 ヒユ、ゼ、フ、ナ 女
全 下山手通七丁 目	看 病婦學校 全三		校長 シヤ、ロ、ク 新 家、鋪、三、郎
全 淡路國津名郡洲本内 町通一丁目五十八番地	眞 光教會 二十五 日	前九 后二、七 金、后七半	會長 ヒユ、ゼ、フ、ナ 郎
全 洲本紺屋町	講 義所	火后七半	全
全 山田村大字明神	講 義所	六日 后二	全
全 三原郡賀集村ノ内 田中村	全	十二日 后二	會長 エチ、ム、ア 全
全 津名郡岩屋町	全	八日 后七	會長 ヒユ、ゼ、フ、ナ 郎
全 播磨國加東郡福山村 大字中古瀬二百三番地	顯 榮教會 四十一 日	前九 后七、木后七	會長 ヒユ、ゼ、フ、ナ 郎
全 社町	講 義所	月二回	全
全 上東條村ノ内天神 村六番地	全	十日 水后七	藤井平太郎

全 美濃郡古市村	全	月二回	全
全 丹波國多紀郡今田村 内今田新田村十二番地	全	十一日 后七	會長 シ、チ、ム、ア 郎
全 德島縣德島市大字堀裏 町七十二番地	德 嶋教會 八十九 日	前九 后二、七、木后七	會長 シ、チ、ム、ア 郎
全 德島町	講 義所	水、金、后七	全
全 住吉町十丁目	全	火后七	會長 シ、チ、ム、ア 郎
全 那智郡富岡村大字 宮岡町	講 義所	三十日 后七、金后七	全
全 本莊村	永 生教會 十六日 后三、金后七		山崎孝太郎
全 美馬郡脇町	講 義所	十六日 后九、木后七	益田喜代吉
全 板野郡撫養町大字 林崎村	全	十日 后八、木后七	内田茂二
全 名西郡石井村	全	火后七	森淑次郎
全 鳥取縣伯耆國會見米郎 子天神町一丁目七番地	全	二十日 后九、木后七半	全
全 米子縣米子町一丁目廿 二番地	全	金后七半	全
全 境上ノ道村	全	十三日 后八、木后八	島山重規
全 境町	全	金后七、	全
全 根縣出雲國松江市北 殿町	會 八十七 日	前九 后二、木后七	會長 シ、チ、ム、ア 郎

熊 本 地 方

全	白濁本町百十二番	講	義	所	日、金、后七	布	施	好	古
全	北堀町二百四十六番	全			日、火、水、后七	富	田	孫	太
全	石見國那賀郡濱田町濱田	大	字	原	井	九	七	番	屋
全	江津井三渡津	講	義	所	十六	木、金、后七半	會	長	久
全	美濃郡益田町	益	田	教	會	二十九	日	前	九
全	廣嶋縣廣嶋市大手町三丁目五十七番地	廣	嶋	基	督	教	會	十九	日
全	備後國福山米屋町	福	山	基	督	教	會	百	六
全	船町	講	義	所	水	后	七	半	會
全	吉津町	全			月	后	七	半	宇
全	沼隈郡柄町字西町全	全			日	前	九	火	后
全	東町	英	和	學	館	五	十	一	生
全	芝田郡府中村	古	府	基	督	教	會	十	八

長崎縣長崎市川嶋九番地
アーチデヤコノ會長
エチ、モンドレル不在

全 大浦東山手町七番地
會長
エ、アル、フルラ

全	熊本縣熊本市草葉町五番地	全	エチ、エビントシ
全	福岡縣福岡市濱町廿三番地	全	ゼ、ブランドラム不在
全	教會及講義所等地名	名	稱
長崎縣長崎市大村町八番地	教	會	八
全	新大工町七番地	講	義
全	東山手三番地	女	學
全	南高來郡鳴原鐵砲	講	義
全	鹿兒嶋縣鹿兒嶋市	講	義
全	中村	講	義
熊本縣熊本市紺屋今町四十六番地	教	會	三
全	玉名郡荒尾村	講	義
大分縣大分郡八分町字	大	分	聖
宮崎縣日向國東臼杵郡	教	會	十
延岡郡澤町	教	會	十
全	西臼杵郡高千穂上	講	義

全 白濁本町百十二番 講 義 所 日、金、后七 布 施 好 古

福岡縣福岡市土手町五番 アルバ教會 百七十 日、前九金后七 會長 渡邊 保 治

全 番地 番口町六十二番 講 義 所 日、后八水后七 全 全

全 地 大名町五十番 全 水、后七水后七 全 山下 有 任

全 小竹 全 三十四 日、后七水后七 全 山 下 有 任

全 全嘉廉郡宮野村小野谷全 二十六 日、后九 全 全

全 全筑後國山本郡草野村 小 山 田 教會 百五十 日、后九水后七 中 村 龜 三 郎

全 佐賀縣佐賀市水ヶ江町 百六拾番 佐 賀 聖 公 會 廿五日 前九

全 渡嶋國函館區元町五十三番地 會 長 ダブルユー、アンデレス

全 石狩國札幌北三條西七丁目一番地 全 ぜ、パチロ

全 教會及講義 名 稱 信徒又 禮拜日并開講日時 主 任 者 氏 名

全 渡嶋國函館區曙町 函 館 教 會 八十七 日、后九 會 長 ダブルユー、アンデレス

全 地 元町五十三番 婦 人 傳 道 會 教 員 タ 保 木 ト ソ メ ン 女 子 教 員 寺 保 木 澤 ト メ ン 女 子 教 員 齋 アンデレス 夫 人 齋 藤 ド 夫 人

全 普及婦人慈善會 教 員 齋 アンデレス 夫 人 齋 藤 ド 夫 人

全 渡嶋國函館區大黒町 講 義 所 日、后六半 水、后六半 副 鳴 儀 三

全 全國函館田郡龜田村 全 十 日、后三時 小 川 淳

全 全國同郡大野村 全 七 日、前九時 后六半 奧 村 忠 太 郎

全 全國上磯郡上磯村有川 全 金 后六半 全

全 全國檜山郡江差山上 全 木 后七時 黑 田 富 雄

全 全國檜山郡江差詰木石 全 日 后七時 全

全 全國全郡江差法花寺町 教 會 三十五 日、前十時 全

全 全國全郡上ノ國 講 義 所 月、二回 后七時 全

全 全國全郡館村 教 會 二十二 日、前九時 后七時 全

全 全國全郡俄虫村 講 義 所 木 后七時 全

全 全國爾志郡乙部村 全 月、一回 后七時 全

全 全國全郡熊石村 傳道會社派出員 致 人

全 全國久遠郡久遠村 教 會 十四 日、前九時 后七時 全

膽振國幌別郡幌別村	教	會二十二日	前九時	后三時	伊勢田清實
全國室蘭郡輪西村	室蘭教會	二十九日	后三、七	水后七	全
全國今郡全村	講義所	一週一度			全
全國勇拂郡トマコマイ	全	月一回			全
釧路國釧路郡釧路浦見	教	會三十六日	前九時	后七時	岡部久吉
全	講義所	金后七時			岡部久吉
全	英和女學校	生徒十			主任 岡部久吉
釧路國釧路郡鳥取村	教	會三十一日	后二	木后七	岡部久吉
全國厚岸郡太田村	教	會二十日	前九	后六半	中村周二
全國今郡厚岸町	全	十日前	后九七	水后七	中村周二
全國今郡霧多布村	講義所	月一回			全
全國今郡源中村	全	一ヶ月一回			全
北見國網走郡網走村	教	會二十四日	前九	后七	藤本與喜
十勝國十勝郡大津村	全	三日	后七		鯨岡寅吉
釧路國白糠郡尺別村	講義所	五月一回			全
全國今郡白糠村	全				全

日高國幌泉郡幌泉村	全				全
十勝國廣尾郡廣尾村	全				全
全國河西郡帶廣村	全				全
膽振國幌別郡幌別村	愛隣學校	生徒十			教頭 シ、ネトルシツプ
釧路國釧路郡春島村	土人學校	三十八			主任 ハイン 女
全	土人講義所		日 前十一		全
北海道	アイヌ公會	十一			會長 シ、ネトルシツプ
石狩國札幌區北五條西	講義所	二十二			會長 ゼ、バチロ
五丁目二番地					

各 地 傳 道 祈 禱 表									
人生一般ノ福祉ヲ圖リ聖公會全体ノ鴻益ヲ興スハ吾人ノ常ニ忽諸ニ附スベカラザル處ナルガ特ニ内外各地傳道ノ爲熱心ノ祈禱ヲナスモ亦信徒ノ重ナル務ナリ故ニ從來降臨節定期ノ外臨時ノ祈禱會ヲ開クコトアリト雖モ固ヨリ年中稀有ノ舉ニシテ且完全ナラザルノ憾ナシトモズ思フニ如斯キ公益ノ祈禱ハ吾人信徒ニ於テ且夕其心ヲ一ニシ其趣ヲ同フシテ以テ等シク神前ニ請願セバ必ラス之ヲ嘉納シ給フヤ明ナリ故ニ茲ニ内外傳道各地ヲ區分シ且其請願ノ當日ヲモ制定セリ願クハ本曆ノ課程ニヨリ聖書ヲ讀ムノ諸氏ハ尙本表ニ就キ其時々各地傳道ノ爲ニ只管請願アラントナ									
月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日	
内	外	内	外	内	外	内	外	内	外
英米兩國傳道本部		東京地方東部		亞細亞		大阪地方西部		亞米利加	
土曜日		土曜日		土曜日		土曜日		土曜日	
内	外	内	外	内	外	内	外	内	外
函館地方		大阪地方東部		亞細亞		熊本地方及琉球		亞米利加	
大阪地方東部		亞細亞		土曜日		函館地方		函館地方	

先聖紀念日の緒言

聖公會に於ては其創始より今日に至るまで日曜日の外尙聖日の定めあり

第一 基督及び其母に關するの日即ち降誕日受割禮日、蒙喜日等 日數八日

第二 聖書中に記せる聖徒及び使徒等の日 日數十九日

さて吾人の聖徒の爲に神に感謝し且之を記し其模範に倣ふは當然の義務なり然れども若し其定日なきときは此二の事を輕んじ又全く之を忘却するの恐れなしとせず故に我聖公會に於ては之を記し應ずるの日を定め且心を肉慾より放ち靈の上達に適せしめんが爲に屢其前日に斷食を爲すことを定めたり此聖日は大概聖徒の死日にして即ち完き喜びに産るゝの日なり

人吾の守るべき日は以上の如し併し英國聖公會の略曆を閱すれば右の外聖書に掲げざる第二の貴き人々の氏名死日をも記載せり此人々は即ち年を経るに従ひ万国各地の教會に在りて著しき功績を顯はしたるものなり元より我公會は基督の体なる一の枝なれば相離るゝことなく吾人が信仰の先輩も亦忘るべからざるものなり故に略曆中に記載して吾人の紀念に備ふるは決して無益の業にあらざるべし仍て茲に登載して諸氏の參按に供す

先 輩 紀 念 日 表

月 日	種、國、位、	人 名	年 代	月 日	種、國、位、	人 名	年 代
一月八日	佛國會長	ルキアン	二百九十年殉死	三月二日	英國監督	チャド	六百七十三年死
全 十三日	全 監督	ヒラリ	三百六十七年死	全 七日	亞非利加	バルベツア	二百三年殉死
全 十八日	羅馬處女	プリスカ	二百七十年殉死	全 十二日	羅馬監督	グレゴリ	六百四十年死
全 廿日	全 監督	フアビアン	二百五十年殉死	全 廿一日	僧 伊太利亞	ベチデクト	五百四十三年死
全 廿一日	全 處女	アグ子ス	三百六十年殉死	四月三日	英國監督	リチアド	千二百五十三年死
全 廿二日	瑞典會吏	ウヤンセント	三百四十年殉死	全 四日	伊太利亞	アンフロウ	三百九十七年死
二月三日	カバトキ	アラシナ	三百十六年殉死	全 十九日	英國大監督	アルハイザ	千十二年殉死
全 五日	處女	アガタ	二百五十三年殉死	全 廿三日	士 スリヤ兵	シヨウチ	三百三年殉死
全 十四日	羅馬監督	バレンテノ	二百七十年殉死	五月十九日	英國大監督	ダンスタン	九百八十八年死
三月一日	大監督	ウエルス	五百四十四年死	全 廿六日	英國第一監督	オーガステン	六百四年死

五月廿七日	全會長	ビー	デ	七百三十五年死	十月十三日	英國王	エドワード	千六十六年死	
六月一日	亞細亞會 長	ニコメデ		九十年死	全	十七日	全處女	エテルレダ	六百七十九年死
全五日	獨乙監督	ボニヘース		七百五十五年死	全	廿五日	羅馬傳道 士	クリスピン	二百八十八年死
全十七日	英國兵士	アルバン		三百三年死	十一月六日	佛國僧	レナード	五百五十九年死	
七月十五日	全監督	ス非デ		八百六十二年死	全	十一月一日	奧國監督	マルケン	四百年死
全廿日	アンテオ ケ處女	マガレタ		二百七十八年死	全	十三日	佛國監督	ブリテ	四百四十四年死
八月十日	羅馬アキ デヤコノ	ロレンチヨ		二百五十九年死	全	十五日	全	マクウ	五百六十四年死
全廿八日	亞非利加 監督	オーカステ		四百三十年死	全	十七日	英國監督	ヒユ	千二百年死
九月一日	佛國僧	シヤイレ		七百廿五年死	全	廿日	全國王	エドモンド	八百七十年死
全十七日	獨乙監督	ランベル		七百九十年死	全	廿二日	羅馬處女	シリヤ	二百三十年死
九月廿六日	亞非利加 大監督	クブリアン		二百五十八年死	全	廿三日	全監督	クレメント	百年死
全三十日	伊太利亞 會長	ゼロム		四百廿年死	全	廿五日	亞非利加 處女	カタリナ	三百七十七年死
十月一日	佛國監督	レミシ		五百三十三年死	十二月六日	亞細亞監 督	ニコラス	三百四十二年死	
全六日	全處女	ヘイツ		二百九十年死	全	十三日	伊太利亞 處女	ルシヤ	三百四十年死
全九日	全監督	デニス		二百七十五年死	全	三十一日	羅馬監督	シルエス	三百三十五年死

日本聖公會法憲法規

○法 憲

- 第一條 本會ハ新舊約聖書ヲ以テ救ヲ得ルノ要道ヲ悉ク載セタル神ノ默示
ナリト信ジ且ツ「ニケア」信經及ビ使徒信經ニ纂約セル信仰ノ道ヲ公認ス
- 第二條 本會ハ主基督ノ命ヲ給ヘル教理「サクラメント」マリアテス
施行シ且ツ監督會長會吏ノ三聖職ヲ固ク守ルベシ
- 第三條 本會ハ救主紀元千八百八十七年ヨリ毎二年ニ總會ヲ開クベシ（其
時日會場ハ當時日本ニ在留スル監督ノ定ムル所ニ據ル）但シ監督ハ常置
委員ト商議ノ上臨時總會ヲ開クヲ得ベシ
- 第四條 總會ハ監督及ビ其認可狀ヲ有スル諸教職者ヲ除ク并ニ各地方會ニテ
撰舉シタル信徒代議員ヲ以テ組織スルモノトス地方會ノ法規 但シ教職ノ
第十條ニ在リ
- 第五條 會議ニ於テ監督ハ其可否ノ數ヲ別ニスベシ教職及ビ信徒代議員ハ
之レヲ共ニシ又ハ別ニスルコトヲ得ベシ而シテ會議ノ可否決ハ監督ノ多
數ト教職及ビ信徒代議員ノ多數ニ據ル但シ監督ノ數二名而已ナルハ若
シ其一名教職信徒ノ多數ニ加ハレバ之レヲ以テ議決セシ者トス

第六條 正當ニ招集セル總會ノ議權ハ左ノ如シ

- (一) 本會ノ平安進歩ニ係ル事件ヲ議スル
- (二) 内外傳道會社ヲ設立シ之レヲ管理スル
- (三) 法規ヲ改正スル
- (四) 法憲ヲ改正スルコト但シ其改正案ヲ定期總會ニ提出シ其承諾ヲ得テ次ノ定期總會ニ於テ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルヲ要ス

第七條 總會議長ハ臨席セル先任ノ監督タルベシ

法 憲 畢 當分内外日本中議事ニ熟練ナルモノヲ撰ビ議長ノ事務ヲ取ツ

救主紀元千八百八十七年總會ノ決議

法憲法規ノ卷中ニ祈禱文及ビ大綱ヲ加フベキ位置ヲ定ムルコトヲ延期シ該期內ハ現今ノ儘之レヲ採用スルコト

○ 法 規

第一章 聖職志願者

第一條 總會ノ聖職志願者ハ左ノ證明書ヲ監督及ビ常置委員ニ差出ス

證明書

族 籍

姓 名

年 齡

右ハ敬神醒虔正直ノ人ニシテ日本聖公會ノ教理訓誡拜式ニ服從シ善具ノ名聲アル受聖餐者ニシテ聖職修學ノ課程ニ入ルニ相當スル資格ヲ有スル者ナルコトヲ證明仕候也

年 月 日

姓 名 印

名 宛

右證明書ハ志願者ノ附屬スル教會ノ牧師及ビ教會委員ノ記名調印スベキ者トス而シテ止ムヲ得ザル場合ト雖モ會長一名及ビ志願者ノ附屬スル教會ノ受聖餐者六名ノ連署タルベシ

第二條 常置委員ハ右ノ證明書ヲ受ケタル後チ志願者ノ肺格及ビ智力道德信仰ノ資格ニ付テ満足スルハ該委員多數ノ連署セル左ノ證明書ヲ以テ之レヲ監督ニ推薦スベシ

證明書

族 籍

姓 名

右ハ敬神醒虔正直ノ人ニシテ日本聖公會ノ教理訓誡拜式ニ服從シ善良ノ名聲アル受聖餐者ニシテ聖職豫備ノ學程ニ入ルニ相當スル資格ヲ有スル者ナルヲ證明致シ候也

年 月 日

姓 名 印

名 宛

第三條 本會ガ總テ聖職ヲ志願スル者ニ向テ其心ノ中ニ全能ノ神ヲ敬畏シテ崇拜スルヲ宗教ヲ愛慕スルヲ其聖化力ニ感應スルヲ誠意ヲ以テ人ヲ愛スルヲ等ノ如キ定規ニ因テ試験セラレザルモノ即チ聖靈ノ結ベル果ト聖書ニ稱セラル諸徳ヲ修ムルヲ希望スルハ勿論ノコニシテ又監督及ビ常置委員ヨリ至當ノ場合ニ於テ之レヲ志願者ニ知ラシメ且ツ彼レヲ獎勵シテ之レニ就テ自カラ願ミル所アラシムベシ

第四條 監督ハ是等ノ證明書ヲ受ケタルハ常置委員ヨリ推薦セル者ノ會吏志願者タルヲ許可シ聖職志願者名簿ニ其姓名及ビ許可ノ年月日ト證明書ニ連署セル會長ノ姓名ヲ記入シ志願者ニ之レヲ告ゲ且ツ同時ニ其修學ノ課程及ビ其試験ニ於テ差出ス說教文ノ題トスベキ聖書ノ章句ヲ知ラ

シムベシ

若シ志願者ノ許可ニ關シテ監督ト常置委員多數ト其說ノ合ハザルハ總會ニ議員タル諸監督ノ意見ヲ問ヒ其裁決ニ任スベシ

第五條 志願者ノ學術試験ヲ定ムルヲ左ノ如シ
日本國語、和文學及ビ地理、歴史、修身學、論理學、漢學、英學等ノ大意(希臘語希伯來語ノ試験ニ應ズベキ豫備ヲ爲スハ最モ希望スル所ナリ)

監督ハ至當ノ理由アルハ常置委員ト商議ノ上志願者ノ試験課目ヲ省略スルヲ得ベシ

第六條 試験ハ監督ノ定メタル講師ノ行フ者トス

第二章 許可ヲ得タル志願者ノト

第七條 聖職志願者ノ管理及ビ其修ムベキ神學課目ノ指圖ハ其命職前一年間ハ監督ト講師ノ商議ニ據ル

第八條 講師ハ每六ヶ月ニ聖職志願者ノ學業ノ進歩及ビ其日常起居ノ模様ヲ監督ニ報告スベシ但シ獨習スル者ハ自カラ其報告ヲ爲スベシ

第三章 命職試験ノト

第九條 會吏ノ職ヲ志願スル者ハ試験講師ノ指圖ニ從ヒ口答筆答ノ試験ヲ

受クベシ監督ハ其意ニ任セ臨席シテ其試験ニ與カルヲアルベシ
試験課目左ノ如シ

(一)聖書意義大略(二)新舊約書中ヨリ選拔セル書(三)公禱文書其目歴史(四)教會史及ビ教會政治(五)教會司牧要理(六)基督教々理三信經及ビ大綱(七)基督教證據論(八)基督教倫理

附則第一 右ノ外志願者ノ司會及ビ説教ノ能不能ヲ試験スベシ
附則第二 監督ハ至當ノ理由アルハ常置委員ト商議ノ上試験課目ヲ

省略スルヲ得ベシ但シ邦語聖書及ビ祈禱文大綱ハ此限ニアラズ
第十條 會長ノ職ヲ志願スル者ニハ其試験書目ヲ監督ヨリ指示スベシ

第四章 命職

第十一條 聖職ニ任ゼラレント欲スル者ハ左ノ誓書ニ記名調印スベシ

我レ新舊約聖書ハ神ノ道ニシテ救ヲ得ルノ要道ヲ悉ク載セタル者ナル
コヲ信シ又謹テ日本聖公會ノ教理拜式ヲ固守スルヲ約ス

第十二條 聖職志願者ハ許可ヲ得シヨリ三箇年以内ニ命職サル、ヲ得ズ然
レモ格別ノ理由アレバ監督ハ其期限ヲ短縮スルヲ得ベシ

第十三條 會吏ノ職ヲ志願スル者ハ會長二名 其内一名ハ成ベク志願者ノ牧師タルルベシ 及ビ其附屬

スル教會ノ委員三分ノ二或ハ止ヲ得ザル場合ニハ該教會ノ受聖餐者六名
ヨリ左ノ證明書ヲ監督及ビ常置委員ニ差出スベシ否ラザレバ命職セル
ヲ得ズ

族 籍 名

年 齡

右ハ過ル三年間敬神醒虔正直ニシテ日本聖公會ノ教理訓誡ニ反違スル
コヲ或ハ書シ或ハ教ヘ或ハ信ゼシコナキヲ我等保證シ且ツ會吏ノ聖職
ニ任ゼラル、ニ適當ノ人ト存候也
右ノ證明ハ我等ガ去ルニ年間同人ヲ親ク知ル所ニ據リ其前二年間ハ充
分ト認ムル證據ニ據ル者也

年 月 日 姓 名 印

監督及ビ常置委員右ノ證明書ニ満足スレバ監督ハ該志願者ニ命職スル
ヲ得ベシ

4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

第十四條 會吏ノ聖職ニ滿二十一年以下ノ者ヲ任ズベカラズ
第十五條 會長ノ職ヲ志願スル者ハ本章十三條ニ載セタル者ト均シキ證明
書ヲ監督及ビ常置委員ニ差出スベシ否ラザレバ命職サルハナ得ズ
第十六條 會長ノ聖職ニ滿二十四年以下ノ者ヲ任ズベカラズ
第十七條 凡テ外國監督教會ニ屬スル聖職ニシテ日本聖公會ノ聖職ト同一
ノ權利ヲ有セシヲ願フ者ハ左ノ誓書ニ記名調印スルヲ要ス
我日本帝國ニ在留中ハ日本聖公會ノ法憲法規ニ服従スルヲ約ス
新約聖書 年月日
何 某 (印)
第五章 則通
第十八條 認可教職及ビ信徒役員ハ公禱式ヲ司ルベキ權利ヲ授ケラレタル
證據明カデラザル者ナシテ其教會ノ公禱式ヲ司ラシムベカラズ又教會委
員ノ意ニ反スル時ハ說教ヲモ爲サシムベカラズ
第十九條 教會ノ教職ヲ撰舉スル權利ハ該教會委員及ビ撰舉委員
ニ在リ
第二十條 教會ノ教職ニ屬ス若シ之レヲ撰舉シタルハ其姓名ヲ監督ニ申出ヅベシ監督
ハ同人ヲ以テ日本聖公會ニ於テ命職サレタル者ト認ムレバ制規ニ從テ該
會ノ教職ニ任ズベシ但シ監督ハ該教會委員ヨリ左ノ書面ヲ領收スル迄ハ

3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

之レニ任ズルヲ猶豫スベシ
我等何誰ニ金何圓ノ俸給ヲ與フルヲ約束致シ候也
年月日 姓 名 印
第二十條 各教會ノ教職(教職ナキハ教會委員)ハ其教會ニ附屬スル家族
及ビ丁年者ノ名簿并ニ「バプテスマ」堅信禮、受聖餐者、信徒、婚姻、埋葬、公
禱及ビ說教等ノ帳簿ヲ備ヘ置キ毎年一月中ニ之レヲ監督ニ報告シ且ツ該
教會ニ屬スル小學校日曜學校ノ景況ヲモ報告スベシ
第二十一條 本會ノ信徒或ハ「バプテスマ」志願者ハ若シ甲ノ教會ヨリ乙ノ教
會ヘ轉スルトキハ甲ノ教會ノ教職及ビ教會委員ヨリ左ノ添書ヲ請ヒ受ク
ベシ
右ハ基督ニ在リテ我等ガ愛スル者或ニ有之今般貴會ヘ轉會爲致貴會各員御懇
情ノ御世話ニ委子殊ニ教職何誰氏ノ御教導ニ托シ候也
年月日 姓 名 印

×カミ
挿入

附則 本條ハ旅行等ノ爲一時假リニ他ノ教會ニテ公禱聖餐式ニ與カラ

ントスル者ノ場合ニモ適用スヘキモノナリ

第廿二條 本會ノ教職ハ各其教會信徒ニ聖書祈禱文公會問答、法憲ヲ訓ヘ
其他主日、聖公會ノ祝日大齋節ヲ守ルベキ義務ヲ勸ムルヲ勉ムベシ

第廿三條 定時公禱ノ節ハ必ズ聖公會禱文ヲ用ユベシ

第六章 監督

第廿四條 日本聖公會ノ進歩スルニ至テハ本邦監督ノ教區ヲ定ムベシ

第廿五條 本邦監督ハ該教區ノ教職及ビ信徒ノ撰舉スベキモノトス但シ教
職ト信徒ハ其投票ヲ別ニスベシ

第廿六條 本邦監督ハ本會ト連接セル監督三名以上ノ聖成スベキモノトス

第廿七條 滿三十年以下ノ者ハ監督ノ職ニ聖成スベカラズ

附則 該監督ヲ聖成スルニハ先ヅ其撰舉管理等ニ係ハル法規ヲ作り之
レヲ總會ニ差出シテ其認可ヲ受クベシ

第七章 命職ナキ
役員ノ一

第廿八條 本會ノ受聖餐者ハ監督ヨリ左ノ職務ノ認可狀ヲ受クルヲ得ベシ

(一) 命職サレシ牧師ナキ教會ヲ司牧シ及ヒ會堂ニ於テ祈禱文ヲ讀ミ聖書

5 6 7 8 9 10

2

3

4

5

ヲ講義スルヲ(二)信徒ヲ教訓スルヲ(三)未信者ニ傳道スルヲ
右ノ認可狀ハ監督ノ意見ニ由テ取消スアルベシ

第廿九條 命職ナキ役員ハ赦罪文、祝福文及ヒ公會諸式文ヲ用フルヲ得
ズ但シ埋葬、看視病、囚徒ノ爲ノ禱文(赦罪祝福兩文ヲ除ク)ハ此限ニアラ
ズ

第三十條 命職ナキ役員ヲ要スル教會ハ其役員ノ俸給金額或ハ其幾分ヲ給與スベキ
ヲヲ約スル左ノ書面ヲ其重立タル會員ヨリ連署シテ監督ニ差出スベシ否
ラザレバ監督ハ其役員ヲ認可セザルベシ

我等何誰ニ金何圓ノ俸給ヲ與フルヲ約束致シ候也

年 月 日 姓 名 印

第三十一條 命職ナキ役員ハ其任地ノ信徒并ニ未信徒ノ訪問ニ勉勵シ且其
教職ニ職務上ノ報告書ヲ時々差出スベシ但シ其教會ニ教職ナキ片ハ監督
ニ其報告書ヲ差出スベシ

第三十二條 命職ナキ役員ハ監督ノ定メタル教職ノ指圖又ハ監督ノ指圖ニ
從テ勤務スベシ而シテ該役員ハ教職ノ在席スル片ハ其依囑ヲ受クルニ非

カニ
挿入

6

ラザレバ祈禱文ヲ讀ムベカラズ但シ監督直轄ノ教會ノ爲メニ監督ハ「サ
クラメント」ヲ行フ教職及ヒ其度數ヲ定ムルモノトス
第三十三條 受聖餐者タル婦女ハ監督ヨリ認可ヲ得テ信徒未信徒ナル婦女
ヲ訪問シ基督敎ヲ敎ル爲ニ私宅或ハ聖成セザル家屋ニ人ヲ集メ且ツ病者
ヲ看護スルヲ得ベシ

右認可狀ハ監督ノ意見ニ依テ取消スコアルベシ

右婦女役員ハ其任地ノ教職ノ管理ニ從テ勤務スベシ

第七條 本會ノ受聖餐者ニテ第一條ノ認可狀ヲ得ント欲スル者ハ左ノ資
格ヲ要ス

カニ
追加
ハミ

7

一 受洗後滿二年ヲ經過セシモノ

一 所屬教會敎師其他委員三分ノ二或ハ日本聖公會受餐者六名ノ保證
アルモノ

三 聖書大意、祈禱文大意、信經説明、教會史及教會政治大意、基督敎證
據論大意等ノ試験ニ及第シタルモノ

但監督ハ其試験ヲ省略スルヲ得ベシ

第八章 懲戒

カニ
追加
ミ

1

第三十四條 敎職ハ罪過ヲ行フハ監督ノ審判ヲ受クベシ但シ其審問ハ會長
議會ノ爲スベキモノトス

第三十五條 受聖餐者五名以上(其中二名ハ會長)ニアラザレバ敎職ヲ常置
委員ヘ出訴スルヲ得ズ

第三十六條 若シ常置委員ノ多數ニ於テ告訴ノ理由アリト認ムルハ常置
委員ハ該敎職ヲ監督ヘ告訴シ監督ハ其審判ヲ開クベシ但シ審判ノ手續ハ
別ニ之レヲ設ク

4

第三十七條 敎職ヲ告訴シ及ビ審判スベキ罪過ハ左ノ如シ

(一) 罪惡并ニ不道德ノ所業 (二) 日本聖公會ノ敎理ニ反對スル所ノ敎理ヲ保
守シ公然或ハ私カニ之レヲ敎ルコト (三) 本會ノ憲法法規ヲ犯シ監督ノ譴
責ヲ受クレモ尙ホ悔悟セザルコト (四) 命職ノ時爲セル誓約ヲ破ル所ノ所爲
有罪ト判定セラル、者ハ諫誡停職或ハ黜職等ノ處分ヲ受クベシ但シ處
分ノ法規ハ別ニ之レヲ設ク

5

第三十八條 本會ノ敎職若シ其職ヲ辭スル者アリテ監督ニ辭表ヲ出シタル
ハハ監督ハ暫ク時日ヲ待テ會長二名以上ノ前ニ於テ其願ヒニ依テ本會ノ
聖職ヲ免ズルヲ告示シテ之レヲ記録スベシ

第三十九條 本會ノ信徒罪惡ヲ行ヒ或ハ基督ノ道ヲ拒絕シテ其兄弟ヲ礙陷スルハ會長之レヲ聖餐式ヨリ退クベシ而シテ會長ハ亦公然本人ニ退會ヲ命ズルノ必要ナルヤ否ヤノ意見ヲ添ヘテ之レヲ監督ニ報告ベシ監督ハ自己ノ意見ニ從テ之レヲ處分スベシ但シ公然之レニ退會ヲ命ズルノ場合ニ於テハ監督ハ先ツ本人ノ望ニ任セテ口述若クハ書面ヲ以テ自カラ辯護スルノ時機ヲ之レニ與フベシ

右ハ死ニ臨ンデ悔悟スル者ニ聖餐式ヲ施スヲ禁スルモノト見做スベカラズ

退會ヲ命ジ及ビ復會ヲ許可スル式ハ監督之レヲ作りテ法規ノ附録トスベシ

第九章 常置委員ノ

第四十條 毎定期總會ニ於テ任シタル十名ノ委員（教職信徒各同數）ヲ以テ組織セル常置委員ヲ設ク其中二名ノ教職ハ監督ノ任ズル所（監督二名而已ノ間）ニシテ其餘三名ノ教職五名ノ信徒ハ總會ノ撰ブ所トス常置委員ハ法規ニ載セタル諸事ヲ辦理シ商議委員トシテ監督ヲ補佐ス而シテ監督不在ノハ其權限内ニ於テ公會ノ主權者ナリトス常置委員ハ可成内外

ヤニシテ
修る者
出な
され
（はあ
され

（はあ
され

人各々同數ヲ以テ組織スベシ

第十章 地方會

第四十一條 地方會ハ該地方ニ屬スル諸教會丁年者ノ毎年撰舉セル代議員ヲ以テ組織スルモノトス該會ハ少クモ毎年召集スベシ

附則第一 東京大阪熊本函館ヲ以テ地方會ノ中央トス

附則第二 地方會ノ代議員ハ善良ノ名聲アル受聖餐者タルベシ

第四十二條 諸宣教師及ビ牧師并ニ教會ヲ司牧スル認可役員ハ該會ニ職掌上ノ議員タルベシ

第四十三條 受聖餐者二十名以上ノ教會ハ代議員一名四十名以上ハ二名ヲ該會ニ出スヲ得ベシ

附則 議會ヘ代議員一名ヲ出ス資格ナキ教會ハ同一ノ事情アル一個或ハ數個ノ教會ト連合シテ代議員一名ヲ出スヲ得ベシ或ハ又斯ル教會ノ孤立スルモノハ議會ノ承諾ヲ經テ可否決ノ數ニ加ハル目的ヲ以テ一大教會ト暫ク協同スルヲ得ベシ

第四十四條 監督臨席スルハ議長タルベシ其臨席セザルハ議會ニテ會長ノ中ヨリ議長ヲ撰舉スベシ

ヤニシテ
修る者
出な
され
（はあ
され

議會ハ書記會計各ニ名ヲ撰舉スベシ

第四十五條 教職ト信徒ハ其可否ノ數ヲ共ニスベシト雖モ會長ニ名或ハ信徒ニ名ノ求メニ因テ之レヲ別ニスルヲ得ベシ

第四十六條 地方會ノ職務ハ左ノ如シ

(一) 該地方ニ在ル聖公會ノ平安ニ關スル諸事ヲ議スル

(二) 總會ノ教職代議員ヲ撰舉スル

(三) 總會ノ信徒代議員ヲ撰舉スル

附則第一 右代議員ハ該地方部内各教會受聖餐者ノ撰舉シタル候補者

中ヨリ撰舉スルモノトス其數ハ教職ト同數ナルベシ

但シ教職ハ撰舉スルヲ得ス

附則第二 被撰者ハ善良ノ名聲アル受聖餐者ニ限ル

(三) 撰舉委員ヲ撰舉スル

附則 撰舉委員ハ會長及信徒各二名ヲ以テ組織スルモノトス

(四) 法規第十二章ニ載セタル地方部傳道委員ヲ撰舉スル

第十一章 教會委員

第四十七條 教會委員ハ該教會ノ牧師(或ハ之レヲ司牧スル認可役員)及ビ

三名以上五名以下ノ男受聖餐者ヲ以テ組織スルモノトス而シテ該委員ハ毎年一月第二週日間ニ受聖餐者ノ改撰スベキモノトス

附則第一 教會委員ハ少クモ毎月一次ノ委員會ヲ開クベシ

附則第二 教會ヲ司牧セザル認可役員ハ教會委員トナルヲ得ズ

第四十八條 牧師或ハ認可役員ハ職掌上ノ議長トナリ可否決ノ數ニ加ハル

ヲ得其欠席スルハ委員會ニ議長ヲ撰ブベシ

第四十九條 教會委員ノ職務ハ左ノ如シ

(一) 教會ノ庶務ヲ取扱フ (二) 集金及ビ會計 (三) 建物ノ管理及ビ修繕 (四) 教職缺位スルハ受聖餐者ト商議ノ上撰舉委員ト共ニ牧師ヲ指名スル (五) 認可役員ノ司牧スル教會ニ於テ教務上教職ヲ要スルハ該教會委員ヨリ監督ノ認可ヲ有スル教職ニ倚賴スベシ

第十二章 傳道會

第五十條 本會社ヲ日本聖公會傳道會社ト稱ス

第五十一條 本會社ハ之ニ出金スル所ノ聖公會々員ヲ以テ組織スル者トス

第五十二條 本會社ノ本部ハ東京ニ置キ其委員ハ總會毎ニ撰ビタル社員六名ト監督ヲ以テ組織スルモノトス但シ外國ノ扶助ヲ受クル間内外人各

○東京築地立教學校

○本校の目的とする所は善良なる公民を造出し業を卒て社會に出で實業に従事するも自營自立の途に於て支障なき程の知識を與へ或は卒業の後尙専門の學藝を研究するの希望と餘力とを有する者をして自修に支障なき程の學力を養成せしむるにあり

○學科を分て本科五年、少年科二年とす。少年科は當學期より新設せしる者にして其高等小學の上級若くは尋常中學の下級に比して特色ある所は漢學と英語授業時間の多きとなり此れ本校の頗る注意したる所なり。本科は高等普通學を教授す漸次歩を進めて米國のカレージ風となさんことを期す

○校内に文學會、青年會、端艇會、演

武場、あり少年生も演武場に出席し體育を怠らざらしむ。何人も寄宿するを得少年生の爲には特別の寄宿舎を設て特別の管理をなす。校紀嚴肅にして生徒は一般に勤勉活潑の風あり

○教職及び認可役員の子弟は授業料を要せむ

東京々橋區築地新築町七丁目

私立立教學校

○大阪婦人傳道學校

本校ハ英國傳道會社シ、エム、エス、ニ屬シ熱心ナル日本女信徒ヲ教育シ婦人傳道者ヲ養成スルヲ以テ目的トス入學志願ノ姉妹ハ願書ヲ以テ校長迄申込アルベシ諸テ問合セ並ニ規則書望ミノ方ハ同ジク校長ニ通知アレ

大阪居留地十七番

英國傳道會社婦人傳道學校

○函館靖和女學校廣告

本校ハ徒ニ高遠ニ馳スルノ教育ヲナサズ又文學技藝ノミニ偏セズ務メテ實用ニ適切ナル個人的齊家ニ相應スル教育ノ方針ヲ取ルモノナリ即チ浮誇輕躁ニ流レズ卑近卑屈ニ陷ラズ貞淑敏慧能ク將來善母タルノ任ニ堪ユベキ品性ヲ養成スルニ在リ是ニ於テ平精神修練ノ必要最急ナルヲ信ズ乃チ基督教ニ採リ專ラ倫理ニ由テ女徳ヲ涵養スルヲ期セリ擔當教師ハ外國人二名本邦人四名ニシテ學科ヲ三級ニ分ツ即チ幼年科、豫科、本科ニシテ凡八年ニシテ全科ヲ卒業スルモノナリ之ヲ要スルニ女子教育ニ必要ナル學科技藝ハ網羅シテ遺ス所ナシ而シテ教授ハ一意懇切ヲ旨トス授業料ハ一ヶ月金五拾錢寄宿膳料ハ一ヶ月金三圓已上トス以上ハ唯其梗概ヲ

示スノミ詳細ノ規則御入用ノ方ハ御申越次第速ニ進呈スベシ今ヤ各科ニ欠員アリ入學ヲ望マル、人ハ至急御申込アルベシ

北海道函館元町五十三番地

私立靖和女學校

○奈良英和學校

本校ハ青年男女ノ爲ニ設立シタル私立學校ニシテ教師ハ内外人合セテ七名アリ位地ハ公園ニ接近セル高所ニアリテ空氣ノ流暢宜ク且清潔ニシテ最モ人体ノ健康ヲ保ツニ適セリ青年諸氏一タビ本校ニ入ラバ忽チ道德的社會的ノ感化ハ勿論身体上ニ於テモ亦大ニ感化セラル、所アルヲ覺ユベシ

奈良縣奈良町大字登大路

私立奈良英和學校

○神戸乾行義塾

本校ハ英漢數ノ三學課ヲ教授ス然レ
其目的ハ特ニ後進者ヲシテ純粹ノ
英語ヲ修メシムルニアリ又入學ハ別
ニ期ヲ設ケズ何時タリトモ之ヲ許ス
詳細ノ事ハ規則書ニ在リ望ミノ者ハ
貳錢郵券ヲ投セラルレバ直ニ送呈セ
ン本校教員ハ左ノ如シ

英文課

英國人 エチ、ムア
全 エチ、ヒウス

同 夫 人

高山 時 藏

梅 木 忠 朴

德 久 知 至

勝 田 觀 太 郎

村 山 和 介

助 教

金 糸 國 太 郎

神戸港中山手通三丁目外五號

乾 行 義 塾

○女學生募集

●目的 徳育の基礎に基督教（聖公
會）を以てし内外の學藝を參酌し
以て我國女子に切實有用なる教育
の方針を採り専ら賢母良妻たるの
女子を養成するにあり

●科目 修身和漢英文學數學作文習
字家政物理生理地理歴史動植物毛
筆書裁縫茶活花等音樂は望の者に
限り教授す

●募集 這般本科豫科尋常小學科共
若干名入學を許す通學又は寄宿志
願者は至急申込われ試験の上適當
の級に編入すべし規則望の方へは
直に呈す

大阪川口英十二番

プ ー ル 女 學 校

○東京麻布香蘭女學校

本校ハ一千八百八十八年ノ設立ニ係
リ其目的ハ中等以上ノ女子ニ基督敎
ヲ基礎トシテ正當ナル普通科ヲ授ク
ルニ在リ

本校ハ芝區聖アンデレ敎會ニ接近シ
地勢高燥ニシテ健康ニ益アル所ナリ
殊ニ公園廣豁東京灣ヲ一望ノ下ニ置
キ風色最モ佳ナリ

生徒ハ定員ニ充ル迄寄宿ヲ許ス寄宿
者ハ東京在住ノ保証人ヲ要ス但シ基
督敎信者タル女子ハ特ニ東京市外ニ
在ル保証人ヲ立ルヲ許スアルベシ
本校ハ英語ヲ學ブニ特別ノ便利アル
耳ナラズ漢文、和文、理科、數學、歴史
地理ノ如キ國語ヲ以テ授クル科目ハ
別ニ熟練ノ敎師ヲ聘シテ之ヲ授ケ決
シテ等閑ニ付スルコトナシ而シテ裁縫
唱歌及圖畫ノ如キモ科目中ニ加ヘ又

別ニ音樂「ビヤノ」及「ハートモニウム」
ヲモ授ク

明治廿三年以來科目ニ尋常小學ノ科
程（敎育令ヲ遵奉スルモノ）ヲ加ヘタ
レバ本校ハ尋常高等小學及尋常高等
中學ノ科程ヲ悉ク敎フルモノトス

學 費

東 脩 中 學 生 二 圓
小 學 生 一 圓

月 謝 中 學 生 一 圓
高 等 小 學 生 八 十 錢
尋 常 小 學 生 六 十 錢

寄 宿 料 舍 食 料 費 三 圓
尋 常 小 學 生 五 十 錢

右ノ外尙詳細ノコトヲ開カント望マル
ルハ校長ブロック嬢ニ尋問アレハ
直ニ御答スヘク規則書ハ御望ニ應シ
早速郵送致スヘシ

本校内ニハ別ニ傳道ニ從事セントス
ル婦女ヲ養成スルノ設ケアリ

東京麻布區永坂町一番地
聖ヒルダ傳道會附屬 香 蘭 女 學 校

○神戸松蔭女學校

本校ハ女子教育ノ現況ニ見ル所アリ
 テ設立シ舊時ノ家庭教育ト現今ノ學
 校教育トヲ折衷斟酌シテ各其粹ヲ拔
 キ一種ノ新法ヲ案出シ女子ノ教育ニ
 經驗アル内外ノ教師數名ヲ聘シテ其
 任ニ當ラシメ以テ精神的ニ傾カズ藝
 術的ニ流レザル良教育ヲ施シ世ノ婦
 女子タル本分ヲ育成スルヲ期ス
 學科ハ豫科二ヶ年本科三ヶ年高等科
 二ヶ年ナリ小學校尋常科卒業ノモノ
 ハ豫科第一年級へ同高等科ヲ卒業リタ
 ル者ハ本科第一年級へ何レモ無試験
 ニテ入學ヲ許ス其他ノ者ハ學力ヲ試
 ミタル上相當ノ級へ編入スベシ學費
 ハ一ヶ月凡ソ金四圓ニ過キズ詳細ハ
 本校規則ニ明ナリ規則書望ノ向ハ郵
 券二錢ヲ投セラルレバ遞送スベシ
 神戸市中山手通六丁目三番地

松蔭女學校

○神戸看病婦學校

今般聖公會所屬トシテ設立シタル本
 校ハ英領金田傳道會社ヨリ派遣サレ
 タル看病婦シヤロツク女史專ラ擔
 當シ他ニ數名ノ日本醫師之ヲ補助シ
 主ノ博愛主義ヲ基礎トシテ教授スル
 ノミナラズ本地縣立神戸病院正副院
 長ヲ始メ醫員諸氏大ニ此舉ヲ贊シ本
 校ノ發達ニ就キ盡力センヲ約サレ
 タルガ故ニ本校ハ該病院ト連絡ヲ通
 ジ學術實地兼備ノ善良ナル看病婦ヲ
 養成セントスルモノナリ若シ此學ニ
 志アル向ハ速ク來リテ學バレンヲチ
 望ム規則書入用ノ方ハ郵券二錢ヲ投
 ゼラルレバ直ニ遞送セン
 但毎年九月ヲ以テ入學ノ期トナセ
 トモ當分臨時ノ入學ヲ許ス
 神戸市下山手通七丁目

神戸看病婦學校

○大阪桃山高等英學校

本校ハ實業ニ就カント欲スル者若ク
 ハ更ニ専門學ヲ修メント欲スル者ニ
 須要ノ教育ヲ施ス處ニシテ修業年限
 ハ豫科二年本科四年生徒募集ハ九月
 初旬ノ定期ナレ現級ニ相當ノ學力
 アル者ハ臨時入校ヲ許ス束脩金壹圓
 月謝本科金壹圓豫科金七十錢食料金
 二圓六十錢校費金二十五錢校舍建築
 土地風景殊ニ教員器具僉ナ宜ニ適フ
 願クハ有爲ノ諸君續々策ヲ負フテ遊
 學アラシムヲ
 校主 寺澤久吉

○照暗女學校

課程 本科四年 高等科二年
 教員ラベル嬢 英語 マキム夫人 音樂
 澤村繁太郎氏 理化學 石温知氏 和漢學
 榎本常氏 和文家 栗山丈造氏 算數
 楠谷經氏 英語 外ニ内外教職三名倫理
 科ノ教授ヲ擔任ス

○聖餐用孟類其他金銀細工

右精々勉強仕候ニ付御用被仰付度奉
 廟候
 長崎市船大工町三十九番戸
 大阪市東區平野町四丁目廿三番邸
 金銀細工小間物商
 金匠堂 山口 金助

○名古屋養老院

本院ハ客年諸兄弟ノ義捐金ヲ以テ設
 立致シ孤獨ノ老人ヲ救養致シ候今後
 本院ニ義捐金贈與ノ方ハ名古屋東片
 端四十三番戸ゼ、シー、ロビンソン氏
 へ向ケ御送附被下度候
 名古屋市横代官町二番戸

名古屋養老院

教會用器具製造所

椅子 テーブル 西洋小道具

私儀内外諸氏ノ愛顧ヲ蒙リ多年本業相營ミ居リ候處漸々微名ヲ傳ヘラレ彼ノ教會堂用器ノ如キハ京都五條教會、大阪白髮橋教會、神戸聖ミカエル教會、及ビ各地仰講義所、越前福井教會、伊豫松山教會、淡路洲本教會、肥後熊本教會、備後福山教會、其他神戸居留地外國教會等遠近各地所用ノ品々一切製造致シ候弊所ニ於テ製造スル器具ハ汎ク海外ニ行ハル、正式ニ傲ヒ且實地所用ノ便否ヲ圖リ構成堅牢ニシテ且精巧ヲ極メ代價ハ成ル可ク低廉ヲ勤メ特ニ遠地ニ遞送スルニハ荷造等ニ能ク注意シ會テ貴囑ノ芳意ニ背カザルヲ謹シ勉強仕候間何卒各地ニ於テ御需用ニ臨マルハ必ラズ弊所ニ御注文アラント望ム

神戸市北長狹通四丁目一番地
溝淵和三郎

築建受負 一教會堂建築并附屬品一切 並家屋建築

私儀從來建築受負業相營居候處大方ノ愛顧ヲ蒙リ難有奉存候是ヨリ一層精勵勉強仕正直ヲ旨トシ堅牢ト精巧ニ注意シ且低廉ニシテ期日ヲ誤ラザル様盡力仕候ニ付遠近ニ係ラス陸續御用被仰付度奉願候敬白

大阪西區阿波座四番町百三十九番地
聖救主教會信徒 鹽谷源吉

備後内外旅客御宿泊所

福山 野亭

出版書籍

シヨン、マキム著
大生閑太郎譯

余が聖公會員たるの理由

此原書ハ米國ニ於テ出版シタルニ大ニ江湖ノ賞賛ヲ得再版スルコト十八回ニ及ビ冊數二萬部ヲ賣捌キタル良書

シヨン、マキム著

聖教問答 一冊

代價 惣グロス表紙六錢紙表紙四錢

聖公會古規 一冊 代價 十二錢

大阪川口廿三番地

東京々橋區銀座二丁目六番地
賣捌所 日本聖公會書類會社

聖公會讚美歌 一冊 代價 十錢

全譜附 一冊 代價 上 七十五錢 下 五十五錢

祈禱文中の詩歌 一冊 代價 貳錢

監督エドワード、ヒカステス氏序
トマス、ケンヒス氏原著

世範 卷ノ一合冊代價 惣グロス表紙廿五錢 紙表紙 十五錢

全卷ノ四一冊代價 十二錢

(信仰の友評) 世範はイミテイション、オファ、グライストの第二卷と第四卷とを譯せるものなり

行文虚飾なく極めて真に而かも明快にして苦澁の跡なし吾人は感謝と喜びとを以て是を世に推薦するものなり(六合雜誌評略第四百四十二之)英譯に對照するに反譯概ね妥當にして信風の跡なく又務めて原文の語勢を失はざらんことを試みたるもの如く譯文其体を俱へ且語氣明瞭を加へたること著しきを見るなり此書は信仰修徳の爲に稀有の好書なるは今更に蛇足を加ふの要なし今や人情益輕薄に流れ信仰亦稍や俗化せられんとする時に當リ默思靜念以て大に養ふの必要の甚だ大なるを感ず(日曜雜誌評略三三六號)フオス氏の反譯は今第二第三の兩卷を印行成て世に公にせらるる吾人は今第二第四の卷を先に出版發行せられんことを望む而して第四卷を先にしたる所以は本書の例言に明なり既刊の分を一讀するに行文元節を用ゐずして而も晦澁ならず轉吾人をして殘篇の發刊を熱望せしむ(基督教新聞評略第四百八十號)余輩世範を通讀するに譯文簡明にして原文の語勢を失はざらんことを務めたるもの如く譯者の苦心を見るに足れり豈頭に聖書の引照を記したる如き用意にれりといふべし

大阪土佐堀

福音社

賣捌所 全

神戸市元町
東京々橋區銀座二丁目六番地
日本聖公會書類會社

○教義覽要

全一冊 定價金三十五錢

○本書はアーチデヤコノ、エ、シ、シヨウ氏の著なり公會問答信經を以て解釋して順序要領浩然として見るべし蓋し氏が多年諸生を教誨したる禮志願者を教育したる實験的講義は遂に此編を完成したる所以にして教役者は一日も坐右に欠ぐべからざる良書なり

○聖餐禮釋義

全一冊 定價金二十錢

○本書も亦シヨウ氏の講述にかゝる氏曾て聖安得烈教會會員の爲めに次第を追ひ聖餐禮式文を講演せられたれば請ふて一巻の書となしたる也此釋義は専ら公禱文聖餐式文に基き聖書により丁寧正麗に簡にして高尚にまた平易に基督教の奧義を説明す

○堅信禮詳解

全一冊 定價金拾六錢

○本書は會長今井壽道氏の著にして今日歐米神學者中の諸大家の著書を

今井壽道氏の反譯にかゝる聖公會政治の如何を知らんとするものには至重の良書也

○教理一夕話

全一冊 定價貳拾錢

○本書は今井壽道氏の講演を山田茂三郎氏が筆記したるものなり文章は平易講述は甚だ周到洗禮より埋葬に至るまで教會の教理を説明して太だ益あり

東京市京橋區銀座二丁目六番地
賣捌所日本聖公會書類會社

日曜叢誌

○本誌は聖徒が一たび傳へられたる信仰の道を闡明し之を世に發揚するを主意とし聖公會の徳を建つるを目的とす。初刊以來既に三年を経て紙面の改良善美着々備り進みて望を將來に屬すると多し。本誌の記事は左の諸欄より成り全文假名を附して讀み易からしむ。諸兄弟姉妹購讀の勞を惜み玉ふな。若し見本を要せば五厘の

參酌して堅信禮を歴史効力式文註解問答の數部に分けて明晰に周到に解釋したるもの也堅信禮志願者を教育する用書として大に益あるべし

○祈禱の園

全一冊 定價金拾錢

○本書は「祈禱の枝折」に改正増補を加へて改題したるもの也初版二版は幾月ならぬして賣盡し今また三版も品切れとなり第四版は近日發刊すべし

○基督教沿革史

二冊合本 定價各拾五錢

○本書は英國神學士カツツ氏の著書を反譯したるものなり基督教會の起原より其組織政治等を記述してアフリカ教會の迫害時代に至る以下續て發行すべし基督教會の成立初代の歴史を知らんと欲するものは宜しく讀すべし

○聖公會政治要論

全一冊 定價貳拾五錢

○本書は英國サトラー氏の著にして

郵券拾枚を送られたし
○日曜叢誌は誠忠の論と平和の筆とにて充てり○教訓は内外諸家の説教を其説を載す寒村僻地にありても坐して其説を聴き得べし○寄書は内外諸家の高論卓説を列ねて紙上に花の錦を織りなす○譚筵は宗教小説或は義士節夫の美譚を載す○雜錄は佳話訓言譬喻逸事にして面白し○外報は新聞しくして珍しきを撰ぶ○教報は全國聖公會の運動事情を知らしむるを務めて益々多を加ふ
○本誌は毎月一回一日に發兌す。一冊定價五錢。一年分前金五拾五錢廣告料は一回一行五錢六行以上四錢五厘十一行以上三錢五厘二回以上之に従て甚だ廉なり且つ本誌の發送數に伴ふて効あり○本誌は聖公會の爲に努めて諸教會の時事信仰の美談を報道す故に諸兄弟姉妹の務て報知せられんと願ふ但し通信は毎月十五日廣告は廿三日迄とす

東京市京橋區銀座二丁目六番地
發行所 日曜叢誌社